

埼玉県本庄市

四方田・後張遺跡群発掘調査報告書

—— 県営は場整備事業児玉南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査II ——

平成元年3月

本庄市教育委員会

埼玉県本庄市

四方田・後張遺跡群発掘調査報告書

—— 県営ほ場整備事業児玉南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査 II ——

平成元年 3 月

本庄市教育委員会

序 文

本庄市南部で実施された県営ほ場整備事業児玉南部地区にかかる埋蔵文化財の発掘調査も、昭和62年度で現地の調査を完了いたしました。当初、予算や期間もない状態に加えて、担当1名ですべてを処理しなければならない苦しい状況下で出発しましたが、残すところ成果品の整理と報告書の刊行のみとなりました。

発掘調査の期間中、現地の見学にも行きましたが、酷暑・酷寒の中での作業は大変なものであります。このような作業をへて、出土した遺物や成果品は、本庄市の貴重な文化遺産であります。年々増加する発掘調査とともに出土品も多く、これらの保存に苦慮しており、埋蔵文化財センターの建設を目指している次第であります。

最後に3か年にわたる現地調査に際して、御理解と御協力を得た本庄土地改良事務所ならびに、御指導をいただいた埼玉県教育局指部文化財保護課の皆様方、あるいは、発掘調査や整理作業にあたられた作業員の方々にあつくお礼申し上げます。

平成元年3月10日

本庄市教育委員会

教育長 坂本 敬信

例　　言

1. 本書は本庄市教育委員会が昭和60・61両年度に実施した、県営ほ場整備事業児玉南部地区に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書IIである。
2. 調査の経費は昭和60年度文化財保存事業費として得た補助金（国庫2,000,000円、県費1,000,000円、市負担1,004,280円の計4,004,280円）の内、1,600,500円（内国庫800,000円、県費400,000円、市負担400,550円）を文化庁より捻出し、2,402,314円（農政負担2,400,000円、市負担2,314円）を農政側より負担し、総合計4,002,864円で行った。なお、文化庁側の残り2,403,730円については、従来の市内遺跡群発掘調査費として、県営ほ場整備事業とは別に実施した。
3. 昭和61年度は文化庁側より同補助金4,001,128円（国庫2,000,000円、県費1,000,000円、市負担1,001,128円）と農政側6,015,412円（農政負担6,000,000円、市負担15,412円）の総合計10,016,540円で試掘調査、発掘調査、整理作業を実施した。
4. 発掘調査は埼玉県本庄市教育委員会が直営で実施し、社会教育課文化財保護係である増田一裕が担当した。本報告書の執筆と編集は増田が担当した。
5. 現地における構造の実測、測量は増田・矢内が中心に行い、遺物の実測は井上富美子、関根典子諸氏の協力を得た。製図はすべて増田が行った。
6. 本調査及び、整理、報告書刊行に際して専門的分野、事務要領について下記の諸機関、諸氏より御指導、御助言をいただいた。記して感謝します。

機　　関　　埼玉県教育局指導部文化財保護課　　埼玉県立博物館　　埼玉県立歴史資料館
　　　　埼玉県埋蔵文化財調査事業団　　児玉教育事務所　　児玉郡市埋蔵文化財担当者会
　　　　本庄土地改良事務所　　市内各小・中学校

氏　名	早川 智明	横川 好富	小川 良祐	梅沢太久夫	水村 孝行
	井上 肇	鈴木 秀雄	書上 元博	鈴木 徳雄	恋河内昭彦
	外尾 常人	田村 誠	篠崎 潔	長瀧 敬康	福島 興義
	柴崎起三雄	水島 治平	坂本 和俊		

6. 整理作業に際して下記の方々の協力を得た。記して感謝いたします。

昭和62年度整理作業
井上富美子（調査補助員）　　関根 典子　　久保田かづ子　　日向みどり
我妻きよみ

*昭和61年度に実施した事前の整理作業については矢内 熊君（調査補助員）の手をわざらわした。
昭和62年度の発掘調査並びに、昭和63年度の整理作業にかかる作業員の氏名は次回の報告書IIIに記載する。

目 次

序 文

例 言

目 次

挿 図 目 次

第1章 調査の経緯と経過.....	1
第1節 調査の経緯.....	1
第2節 発掘調査に至る経過.....	1
第3節 調査の組織.....	3
第2章 地理歴史的環境.....	5
第1節 地理的環境.....	5
第2節 歴史的環境.....	7
第3章 四方田・後張遺跡群の発掘調査	11
第1節 遺跡群の位置と調査内容.....	11
第2節 九反田遺跡の調査.....	13
第3節 四方田遺跡の調査.....	17
第4節 後張遺跡の調査.....	32
第5節 西富田前田遺跡の調査略報.....	33
第6節 付・西原古墳の調査.....	37
第4章 考 察	51
第1節 四方田・後張遺跡群の性格と消長.....	51
第2節 旧河川と大溝.....	52
第3節 東富田古墳群と久下塚古墳群、四方田古墳群.....	54
第4節 条里制遺構の復原.....	56
あとがき	58
写 真 図 版	

挿 図 目 次

第1図 調査位置図.....	4
第2図 本庄市周辺の地質図.....	6
第3図 四方田・後張遺跡群分布図.....	12

第4図 九反田遺跡遺構配置図	13
第5図 九反田遺跡第2、4、5号住居址実測図	15
第6図 九反田遺跡大溝実測図	16
第7図 四方田遺跡第2号住居址カマド実測図	18
第8図 四方田遺跡遺構配置図	19~20
第9図 四方田遺跡第1~3号住居址実測図	21
第10図 四方田遺跡第4~10号住居址実測図	23~24
第11図 四方田遺跡第11、12号住居址実測図	25
第12図 四方田遺跡第13号住居址実測図	26
第13図 四方田遺跡第15号住居址実測図	27
第14図 四方田遺跡溝実測図	28
第15図 四方田遺跡第18号住居址実測図	29
第16図 四方田遺跡第18号住居址カマド実測図	29
第17図 四方田古墳位置図	30
第18図 四方田古墳実測図	31
第19図 後張遺跡位置図	32
第20図 西富田前田遺跡位置図	34
第21図 西富田前田遺跡第7地点遺構配置図	35
第22図 西富田前田遺跡第7地点土壤、住居址実測図	36
第23図 西原古墳地形測量図	37
第24図 西原古墳横穴式石室実測図	39
第25図 西原古墳周堀実測図	40
第26図 西原古墳墳丘測量図	41
第27図 四方田遺跡出土遺物実測図(1)	42
第28図 四方田遺跡出土遺物実測図(2)	43
第29図 四方田遺跡出土遺物実測図(3)	44
第30図 四方田遺跡出土遺物実測図(4)	45
第31図 四方田遺跡出土遺物実測図(5)	46
第32図 四方田遺跡出土遺物実測図(6)	47
第33図 四方田遺跡出土遺物実測図(7)	48
第34図 西富田前田遺跡出土遺物実測図(1)	49
第35図 西富田前田遺跡出土遺物実測図(2)	50
第36図 大溝流路周辺地形図	53
第37図 古墳測量図集成	55
第38図 西富田・四方田周辺条里遺構	57

第1章 調査の経緯と経過

第1節 調査の経緯

本庄市は埼玉県の北西部に所在する。県庁所在地である浦和市が南関東にあたるのに対し、本市は北関東に含められる。したがって、文化、経済、交通、風土等が埼玉県である群馬県にほぼ準じる。古くより鎌倉街道や中山道の街道すじとして栄え、現代ではJR高崎線、国道17号線、関越自動車道本庄・児玉インターイングが立地している。これらは本庄村近で枝別れし、周辺の市町村へと連絡されている。このように交通の便に恵まれていることから、近年では工業団地の誘致や住宅団地の造成あるいは、駅南の市街地拡大等、公共・民間の各種開発行為が顕著になってきた。このような条件下で反映されることは、文化財の保存と開発行為の問題である。

本庄市教育委員会では、上記の諸開発行為に対する埋蔵文化財保護行政の一環として、昭和58年度より市内遺跡群発掘調査費である国庫補助金を得て記録保存のための発掘調査を実施してきた。また、本庄市は從来より農業と養蚕からなる産業体系よりなってきたが、後者は衰退の一途をたどっている。しかし、農業については、土地改良事業が進行しつつあり、昭和60年度には県営ほ場整備事業児玉南部地区が3ヵ年事業として実施される運びとなつた。これに伴い、国庫補助金である市内遺跡群発掘調査費と、ほ場整備事業に伴う農政側負担による委託金を得て、事前の発掘調査を実施することとなつた。

第2節 発掘調査に至る経過

本庄市の西南部にあたる大字東富田、西富田、四方田、今井地区に係る、県営ほ場整備事業に対する埋蔵文化財の取り扱いの協議書は、昭和59年6月21日付け本土発第33号で、本庄市土地改良課より本庄市長織茂良平の名で、本庄市教育委員会教育長飯島彰宛で最初の提出があった。これに対し、本庄市教育委員会では、昭和59年6月22日付け本教社発第122号で「埋蔵文化財の所在について」の回答文書を同課へ返送した。内容については、当該事業実施予定地内の周知の遺跡18ヵ所を遺跡地図並びに表であらわし、周辺における発掘調査例から周知の遺跡の範囲外においても遺構・遺物が包蔵されている可能性があること、現状保存が望ましいこと、あるいは文化財保護法の趣旨を徹底すること、すみやかに事業実施前・中に関連各課、各位との協議、調整を実施すること等数項目を指摘記載した。本庄市教育委員会の趣旨は、埼玉県教育委員会教育長及び、埼玉県教育局指導部文化財保護課から昭和59年8月18日付け教文第431号で徹底され、本庄市教育委員会並びに、農耕部耕地課宛へ通知される運びとなつた。

その後、本庄市教育委員会、本庄市土地改良課、埼玉県教育局指導部文化財保護課、同農耕部耕地課、本庄土地改良事務所との数度にわたる協議、連絡調整の結果、昭和59年度より5年後に実施予定であった工程が急遽変更され、児玉南部地区は昭和60年度より本庄市側から実施されることとなつた。これは昭和59年12月と昭和60年1月の県庁における打合わせ会議の席上で表面化したもので、大規模事業に対する埋蔵文化財の対応について、ともすれば一方的な内容を示すものであった。また、本庄

市における新年度予算は、すでに12月の時点で決定されており、予算措置是不可能な状況であった。このような中で、昭和60年度農業基盤整備事業に伴う発掘調査経費配分についての通知（昭和60年3月19日付け耕第2506号）が、昭和59年度中に本庄市教育委員会に送付されてきておらず、実際に同文書が発行されていることが判明したのは、昭和60年5月21日における打合わせ会議の席上であった。加えて地元役員、地権者等との協議や、文化財サイドの調整のため、発掘調査は同年度の下半期に実施予定を組み入れた。この間、本庄土地改良事務所から本庄市教育委員会を経由して「昭和60年度県営ほ場整備事業児玉南部地区の工事計画について」の依頼書が昭和60年6月17日付け本地第573号で提出され、埼玉県教育委員会からは昭和60年10月15日付け教文第562号で「県営ほ場整備事業児玉南部地区の工事計画に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の回答文書が本庄市教育委員会並びに、本庄土地改良事務所に届いた。これにより昭和60年度の事業面積は26haで、内調査対象面積が約6,000m²を必要とし、調査経費は文化庁側の負担（文化庁、埼玉県、本庄市）1,600,000円、農政側負担が2,400,000円の計4,000,000円で実施することとなった。この内、農政側の「遺跡埋蔵文化財保存委託契約」は、昭和60年10月30日付け本地第1567号で本庄市に届き、昭和60年10月31日に埼玉県知事畠和と、本庄市長織茂良平との間で締結された。

発掘調査に至る諸手続きは、本庄市教育委員会から昭和60年9月30日付け本教社発第216号並びに、昭和60年9月27日付け本地第1338号で「埋蔵文化財発掘調査通知」を、埼玉県教育委員会を経由して文化庁長官宛て提出した。これに対し、昭和60年10月21日付け教文第12-140号で、埼玉県教育委員会より「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知が本庄市教育委員会及び、本庄土地改良事務所宛に届き、発掘に関する通知書の受理は昭和60年12月18日付け委保記第2-3634号で文化庁より本庄市教育委員会に通知された。これにより、試掘調査と発掘調査は昭和60年10月21日から実施し、昭和61年1月17日に完了した。

第2年目にあたる昭和61年度の調査は、事前に予算配分の打ち合わせが行われ、埼玉県教育局指導部文化財保護課の指導により農政側6：文化庁側4の配分趣旨から、農政側負担6,000,000円、文化庁側負担4,000,000円の計10,000,000円で実施された。事務処理上の経緯については、昭和61年2月14日付け本地第2252号で本庄土地改良事務所長より本庄市教育委員会教育長宛て「埋蔵文化財の取扱いについて」の協議書が提出され、対して昭和61年2月15日付け本教社発第44号で「埋蔵文化財の所在について」の回答文書を返送した。同年度の事業予定範囲については、南縁を流水する男堀川の改修事業と関連しており、範囲の確定は流動的であった。最終的な範囲にかかる周知の遺跡は5カ所を数え、事業面積28haの内、何等かの調査対象面積は9,300m²にのぼり、実質上の発掘面積は7,440m²を実施することとなった。「昭和61年度県営ほ場整備事業児玉南部地区の工事計画に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の依頼文書は昭和61年6月28日付け本地第649号で本庄市教育委員会を経由し、埼玉県教育委員会へ提出された。これに対し、埼玉県教育委員会からは昭和61年8月29日付け教文第438号で「県営ほ場整備事業児玉南部地区の工事計画に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知文書が本庄市教育委員会及び、本庄土地改良事務所に届いた。農政側と本庄市の「遺跡埋蔵文化財保存事業委託契約」は昭和61年9月9日付け本地第1062号で通知を受け、埼玉県知事と本庄市長との間で昭和61年9月9日に契約の締結を結んだ。前後するが、発掘手続きは昭和61年3月31日付け本教社発第65号並びに、

昭和61年3月20日付け本地第2487号で、本庄市教育委員会と本庄土地改良事務所より「埋蔵文化財発掘調査通知」を、埼玉県教育委員会を経由して文化庁長官宛に提出した。これに対して昭和61年5月9日付け教文第2-4号で「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知書が本庄市教育委員会並びに本庄土地改良事務所に届き、発掘にかかる通知書の受理は昭和61年7月9日付け委保記第2-2282号で文化庁より埼玉県教育委員会に通知があったことを、昭和61年7月28日付け教文3-5号で本庄市教育委員会へ通知された。発掘調査は事業の円滑化・迅速化を前提に4月14日より試掘調査を行い、下田遺跡の面的発掘並びに、小排水路の発掘を実施し、昭和61年10月15日に完了した。

第3節 調査の組織

調査主体者 埼玉県本庄市教育委員会

教育長 飯島 彰（昭和59年9月30日まで）

坂本敬信（昭和59年10月1日より）

社会教育課

指導主任 矢崎昭夫（昭和61年3月31日まで）

課長 戸塚克男（昭和61年3月31日まで）

荒井正夫（昭和61年4月1日より）

課長補佐 長谷川道夫（昭和61年3月31日まで）（文化財保護係長兼務）

〃 小林弘子（昭和61年4月1日より）（〃）
昭和63年3月31日まで

〃 田村文一（昭和63年4月1日より）（〃）

係長 小林弘子（昭和61年3月31日まで）

〃 門倉実（昭和61年4月1日より）

主任 長谷川勇（文化財保護係）

主任 増田一裕（〃）

主任 中田啓一（昭和62年3月31日まで）（〃）

主任 早野秀之（昭和62年4月1日より）（〃）

主任 斎藤みゆき（昭和61年4月1日より）（庶務）

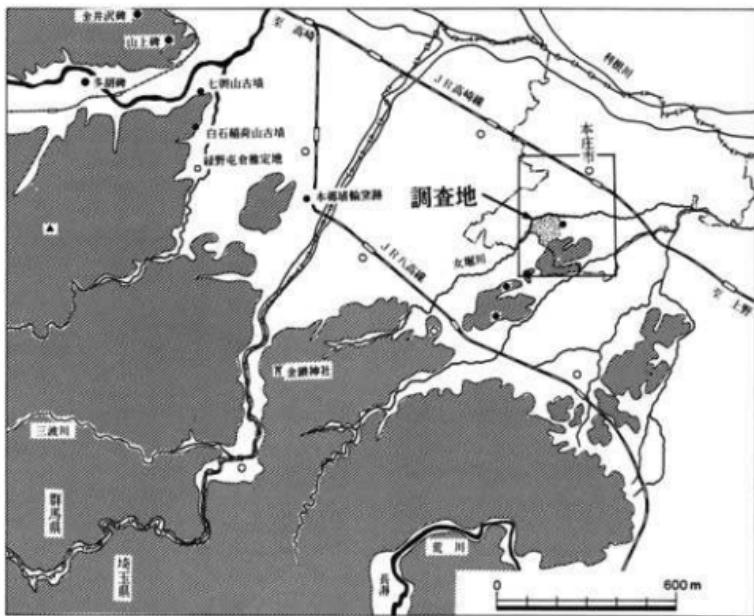
調査担当者

文化財保護係 増田一裕

調査作業員

地域住民 延べ1100名

なお、調査日誌については、本報告書Iと同一であるため割愛した。



第1図 調査位置図

第2章 地理歴史的環境

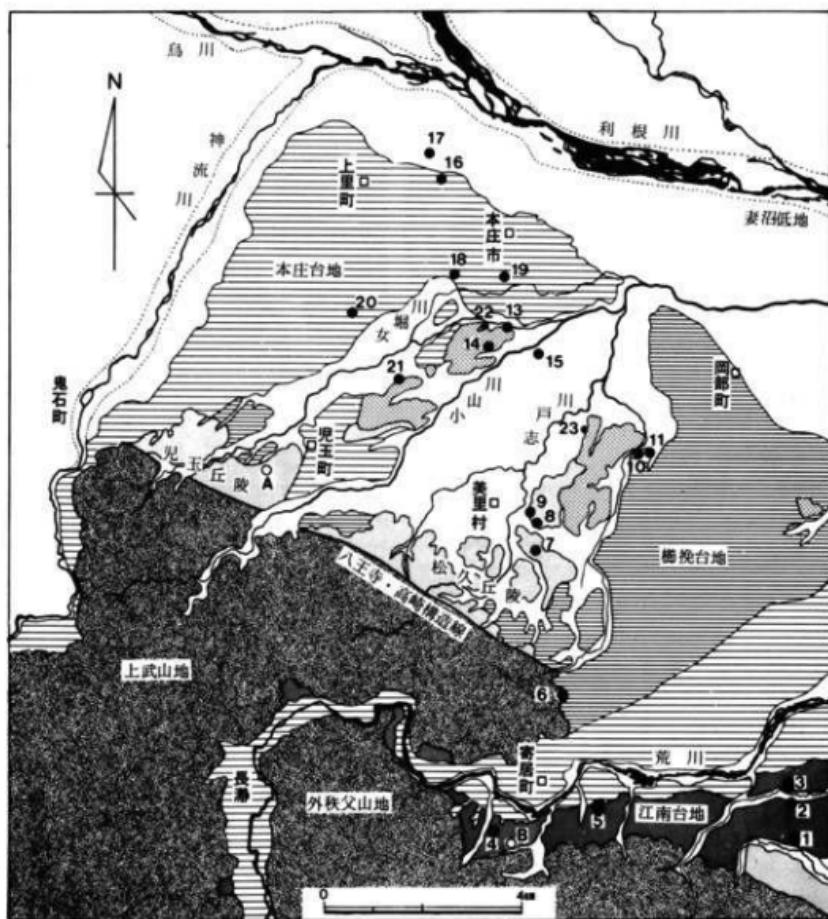
第1節 地理的環境

本庄市が所在する埼玉県北西部の地形は、南より山地、丘陵、台地、低地の順に形成されている。南方の山地は関東山地の北西部にあたり、上武山地と命名されているが、市内には位置しない。同山地で本庄市の南西方向にあたる付近には、神流川峡谷が位置しており、風光明媚な地形を見せる。また、同付近には三波川結晶片岩が分布しており、地質学上三波川帯の名で著名である。台地に近接する山地の標高は300~500mを測り、各谷すじは小山川、赤根川、金鋼川等の水源地となっている。山地の北東縁ぞいには西より児玉丘陵、松久丘陵が立地している。同丘陵と山地の間には八王子・高崎構造線が西北から東南に走り、ほぼ150mの等高線上に反映されている。丘陵の山地近くには第三紀層よりなり、ここから台地上に北東方向へ派生した生野山、浅見山（大久保山）の児玉丘陵と、山崎山、諏訪山の松久丘陵は残丘性丘陵で、高位段丘疊層が堆積し、多摩面に相当するものの、これに伴うローム層はない。浅見山は唯一市内に所在する丘陵である。なお、各丘陵の一部には武藏野面が見られる。残丘性丘陵を乗せる台地部は、上武山地に端を発する神流川の堆積作用による扇状地性台地で、同河川右岸の埼玉県側に良好な発達が見られ、本庄台地と呼称される。立川面にあたる。扇頂部は群馬県多野郡鬼石町浄法寺付近で、標高約300m前後を数える。扇端部は埼玉県児玉郡上里町神保原から本庄市の市街地を通過し、女堀川と小山川が合流する部分の大字東五十子まで追跡することができる。北側の低地とは比高差6~7m前後の崖を形成しており、本庄段丘崖と呼称されている。崖上の標高は50~60mを測り、扇頂から扇端までの距離12kmに対して、落差は-240mを数える。段丘崖下の北方一帯は、利根川、烏川の氾濫原で妻沼低地の上流域にあたる。標高40~50mを測り氾濫による河川跡や自然堤防が微高地、微高地に反映されており、後者は現集落の立地と重複する（埼玉県1985）。

以上のごとく本庄市は低地、台地、丘陵からなるが、遺跡はほぼ台地部に集中している。台地上を流水する河川については、男堀川と女堀川がそれぞれ東流しており、周辺の沖積化が著しい。また、西部の大字今井、西富田地区には、ある気象状条件のみに湧水する野水の流路が観察され、いわゆる久上水と呼称され、近年研究が盛んである（水島1985）。なお、崖下には泉が多く、市街地北端の若泉の泉は市民の憩いの場となっている。

台地上の地質学的な形成は、神流川による扇状地性堆積物を示す砂疊層が各所で観察され、層厚は約12m前後を測る。余談ではあるが、本庄市の上水道は低地面下約150mから取水している。砂疊層上にはローム層が被覆しており、下位よりハード・ローム、板鼻褐色バミス、ソフト・ロームの順に堆積している。しかし、全層厚は1m前後と未発達で、黒色帯も観察されない。本地域のローム層は大里ロームと命名されており、北関東の上部ロームに対比される。市内に堆積するテフラの起源については、近隣の児玉町倉林後遺跡の成果（川西1981）から、浅間火山を給源とする産物である結果が報告されている。また、浅間・榛名両火山のテフラ降下範囲（新井1979）からも、市内に堆積するローム層が両火山に由来する可能性が示唆される。近年の本庄市内における発掘調査では大字西五十子の本庄住宅団地造成事業に伴う導水路の調査時に得た土壤の分析から、ローム層下位よりA-Tの純層が確

認されており、ローム層自体は北関東の上部ローム層に対比されることが改めて判明した。なお、上位のローム層内からはUGも検出されている。ローム層上位を覆う黒土層は、やはりテフラを中心とするが、鍵層としては天明3年の浅間Aバミスがある。本庄市における考古学的な遺物包含層は、このと黒土層とローム層であるが、後者を包含層とする旧石器の類例は極めて少ない。



第2図 本庄市周辺の地質図（黒丸は旧石器遺跡）

第2節 歴史的環境

旧石器時代

本庄市の地理・地質に先述したごとく立川面に対比される台地面が、直接的な生活範囲として広がっている。したがって、人為遺物の上限も大里ロームの存在から、旧石器時代まで遡って紹介しなければならない。日本で最初に旧石器が発掘調査された群馬県岩宿遺跡と、本庄市の距離は直線にして約40kmを測る。本庄市は北関東と南関東の中間に位置しており、前節ローム層及び、旧石器の内容は両地域を埋める資料となるため重要である。近年では同時代の遺物も増えつつあり、周辺地域において将来有望な遺跡の確認が期待される(増田1982)。しかしながら、現状では古墳時代等の遺構発掘中の副次的な出土・採集にとどまっている。類例としては小島石神境遺跡、西五十子田端屋敷遺跡より黒曜石製のナイフ形石器。西富田社具路遺跡で頁岩製ナイフ形石器。古川端遺跡細石刃、彫器、剝片。三塙山古墳周辺からは尖頭器、舟底形石器。柏1丁目より尖頭器。大久保山I遺跡では石核。有勝寺北裏遺跡においてはローム層中より剝片が出土しており(本庄市1986)、ローム層の堆積が薄いわりには多期にわたることを暗示している。今後の研究課題としては、大里ローム層に対する各文化層の把握や、石器組成、分布範囲など多くの問題が残されている。

縄文時代

縄文時代に入ると、近隣の大里郡岡部町北坂遺跡より微隆起線文土器が出土している。いわゆる草創期の遺物は本庄市内においても笠ヶ谷戸遺跡及び、将監塚遺跡で有舌尖頭器が出土しており、土器では有勝寺北裏遺跡、大久保山A遺跡で爪形文、多縄文土器が採集されており、両遺跡からは早期の押形文土器も採集されている。遺構の検出例としては共栄の古井戸・将監塚遺跡の発掘調査で、集落跡の大部分が検出されており、今回報告する西富田前田遺跡からは女堀川下流域で初めて住居址と土壙が検出された。なお、同時代に属する打製石斧は、各調査でたえず単独出土しているが、おそらく当時の採集経済を反映した分布のあり方を指示しているものと思われる。

弥生時代

市内で弥生時代の遺跡は極めて少ない。児玉郡内における弥生時代遺跡の分布状態を見ると、丘陵部分の谷付近に集中し、旧来の採集狩猟生活と谷水田經營の2者の生産活動を示唆するような立地条件であり、台地面が大半をしめる市内においては分布がほとんど見られず、立地の限定性があったことを物語っている。現状で判明している市内の弥生遺跡には、丘陵部にあたる大久保山III B、同IVA遺跡より住居址が検出されており、有勝寺北裏遺跡、大久保山A遺跡でも中・後期の土器が採集されているため、周辺に集落跡の存在が予測される。北方の本庄段丘崖ぞいには薬師堂遺跡から二軒屋式土器が出土しており、他に一片ではあるが下野堂より中期の土器も採集されている。これらの遺跡の立地状態は台地の末端にあたるが、旧河川等による浸蝕で沢が形成されており、段丘崖下に利根川(烏川)の氾濫による沖積地が広がる地理的条件を見せることから、丘陵部の谷と同様な地形を示している(本庄市1976、1986)。

古墳時代

古墳時代の遺跡は、次の奈良・平安時代とともに最も多く分布しており、本庄市を代表する埋蔵文

化財といえよう。発掘調査の対象時期もほぼこの時代以降に限る。集落跡は昭和30年代における西富田二本松遺跡の発掘調査を契機として、以降小規模な発掘調査が実施されてきた。ちなみに同遺跡は関東地方でもいち早く、堅穴住居内に造り付けのカマドが用いられた遺構の確認がなされたことで注目されたが、その後和泉II式期にかかるカマドの類例は西富田遺跡群を中心に増加してきており、本報告書で記載する四方田遺跡からも検出されている。前後するが五領式期の遺跡は現女堀川の中流域で関越自動車道本庄・児玉インター・エンジ周辺に集中している。児玉町後張遺跡、川越田遺跡、雷電下遺跡、本庄市四方田遺跡、社具路遺跡、西富田本郷遺跡、下田遺跡、七色塚遺跡、久下東遺跡等をあげることが出来る。これらの分布範囲は後の条里制構造すなわち、農耕生産地（水田經營地）に直接関連する地理的条件を見せる地域に散在しており、また、弥生時代遺跡の分布範囲を拡大した状態を示す点で、両時代における政治・経済的な変化を物語っているようである。

和泉式期にはいると、注目すべき遺跡出現のあり方を示すようになる。和泉I式期に属する遺跡は本庄市側で夏目遺跡、九反田遺跡、古川端遺跡、児玉町後張遺跡等が見られるが、現状で類例は少ない。ところが和泉II式期の段階に至ると、西富田地区と段丘崖周辺を中心に、急激に集落遺跡が多く出現する。同時期は本地域において住居内に造り付けのカマドが採用される時期でもある。また、土器に須恵器模倣品や大形壺の出現など社会的な変化を示唆するものが見られる。さらに、首長墓としての古墳葬制の採用がほぼ定着する時期もあり、本地域における和泉II式期は、古墳時代における一つの画期を指示している。同式期に所属する遺跡には本庄市二本松遺跡、夏目遺跡、社具路遺跡、南大通り線内遺跡、四方田遺跡、今井諏訪遺跡、児玉町後張遺跡等を代表的にあげうる。

鬼高式期に属する遺跡は多い。同I式古段階にあたる住居址は本庄市西富田新田遺跡、夏目遺跡、南大通り線内遺跡、今井諏訪遺跡、四方田遺跡、下田遺跡、七色塚遺跡、児玉町後張遺跡等で検出されており、夏目遺跡第51号住居址のカマド内からは、祭祀に使用された可能性がうかがわれる三連小壇が出土している。また、カマド製作時に袖の中へ白玉を埋納するある種の儀式が行われたようで、白玉出土の類例が増加している。鬼高II式期に入ると市内各地域に遺跡が散在するようになり、範囲が拡大される傾向にある。本遺跡群の後張遺跡においては、五領式期以来鬼高I式期新段階まで継続していたのに対し、II式期には消滅する。しかし、すぐ近隣の児玉町川越田遺跡では継続しており、社具路遺跡の場合はほぼ鬼高式期に継続した集落跡であることが本庄市教育委員会の長年の調査により判明している。本型式の一括資料は從来より児玉地方西部の遺跡に顕著であったが、社具路遺跡の発掘調査の成果から第18、58、91、101号住居址に好例がみられ、久下東遺跡第8号住居址においても基本的な資料が出土している。また、南大通り線内遺跡第24号住居址からはU字形鍬先が出土しており、カマドの内外に放置遺棄状態で遺物が検出されている。本地域におけるいわゆる鬼高III式期の設定については疑問を残すが、鬼高式期の最終末としてとらえるならば、類例として本庄市古川端遺跡第10、35号住居址、下田遺跡第51号住居址、夏目遺跡第75号住居址をあげることができ、土師器の特徴として壺の小型化、球削丸底壺の出現など、次期の真間式的な傾向が見られるようになる。南大通り線内遺跡第36A号住居址にはカマド、床面上に放置遺棄されたまま土師器、須恵器の完形品が多く出土しており、本地域における同時期の基本的な土器資料を提供している。

古墳時代を代表する葬制である古墳は、市内においてかつては200基以上存在したものと推定される

が、現在では盛土を残すものがわずか20数基に満たないのが現状であり、今までの本庄市の文化財に対する認識を暗示している。これらの内、遺存度のよい小島八幡山古墳、本庄135、136、137号古墳は市指定文化財として平成元年1月現在保存されている。近年の古式古墳研究の成果からも指摘されているように、児玉郡内には多くの古式古墳が集中している(増田逸1986、菅谷1984、塩野1984)。本庄市内では浅見山の前山1、2号墳、本庄宮は場整備事業内に位置する公卿塚古墳址、同じく熊野十二社神社古墳、小島地区の八幡山古墳、同三塗山古墳をあげることができ、いずれも和泉式期から鬼高I式期の古段階に属する。前山2号墳の内部主体は粘土構造で、市内では最も古式の古墳である。公卿塚古墳は埼玉県の古式古墳調査により直径65mを測る盟主級古墳で、西南部に突出部を持つ帆立貝式に類似する墳形であることが判明している。また、叩き目格子文状の調整のある円筒埴輪が出土しており注目される。一方、小島の三塗山2号墳からはB種ヨコハケ円筒埴輪が出土しており、市立東小学校内の古墳址からも最近同種の埴輪が採集され、この種の類例が増加しつつある。

市内の古墳より埴輪が出土することは戦前より知られており、隣県より盗掘に来たことが伝承されている。また、旧帝室博物館所蔵品に小島出土人物埴輪が記録されているが、遺憾ながら多くは散逸している。最近では発掘調査により再び資料の増加が見られるようになった。主要な形象埴輪の類例としては、小島御手長山古墳から男子人物埴輪2体(内1体は市指定文化財)、堅穴型家埴輪が出土している。同じく石神境古墳では男子人物1体、女子人物3体、類似入母屋式家埴輪2軒、馬埴輪1体が出土し、これらの大半が埴籠部に転倒、散乱状態で出土したものの、旧位置の復原が可能な資料であった。三塗山7号墳には馬埴輪が見られ、市街地の関根古墳からはみごとな女子人物埴輪が工事中に偶然約200片の破片で発見され、ほぼ完全に復原された。他に盾、さじば、形象の各部分が出土している。なお、これらの埴輪生産遺跡としては、有勝寺北裏埴輪窯跡及び赤坂埴輪窯跡が見られるものの、上記各古墳に使用された埴輪の生産地は距離的にみて、両窯跡以外に未確認の窯の存在を示唆している。

古墳群は市内西部の小島、下野堂、万年寺地区に広範囲に分布する旭・小島古墳群を代表としてあげる。約100基前後で構成されているものと推定され、群として価値の高い遺跡であることから埼玉県選定重要遺跡に指定されている。同古墳群内には五領から和泉式期にかかる方形周溝墓群が所在し、これに近接する地域に先にふれた八幡山古墳や三塗山古墳などの古式古墳の一群が分布する。本古墳群はさらに支群として細分される。その他の古墳群には塙合古墳群が約80基前後で構成されており、児玉町側にあたるが本調査地の遺跡群と密接に関連する塙本山古墳群は約170基の大群集墳である。小規模な例としては西五十子古墳群、東五十子古墳群、鶴森古墳群、大久保山古墳群、東富田古墳群、久下塚古墳群、北原古墳群、御堂坂古墳群などが所在し、今回報告する四方田遺跡周辺にも小規模な古墳群が存在するようである。以上の古墳群が盛行したのは6世紀後半から7世紀前半にあたり、下野堂の山本製作所内第1号墳は最後の横穴式石室を保有するものと推定される。

奈良・平安時代

およそ奈良・平安時代にあたる真間・国分式期の遺跡は、分布調査によってかなり確認されている。しかし、実際に遺構や遺物のセット関係が把握可能な資料の増加を得たのは、近年の調査によるところが大きい。集落の全体構造がほぼ判明した将監塚遺跡をはじめ、本時期に属する単純遺跡は今井、

共栄地区に顕著である。これは和泉、鬼高式期の遺跡が東方の西富田、東富田地区を中心に分布するとの対象的である。国分式期にかかる遺跡は、早稲田大学本庄校地内の遺跡群における継続調査により、集落構造を知る手掛かりが得られている。一方、前述した将監塚遺跡では郡衙を暗示する墨書き器が出土しているものの、遺構の内容から疑問点も残されている。前回報告した本調査地区内の下田遺跡では、小規模な集落構造が把握されている。西富田遺跡群の南大通り線内遺跡も国分式期の集落跡であるが、第51号住居址からは「武藏国児玉郡草田郷戸主大田部身万呂」と線刻した銘文紡錘車が発見され、郡郷制等に関する新資料が得られた。草田郷の地名は『和名抄』の児玉郡に記載されており、考古学上の遺物から古文書の真正が確認された希少な例と言えよう。周辺の国分式期の遺跡分布と、想定される郷の規模等から、おそらく草田郷の範囲は西富田遺跡群、今井遺跡群、古井戸・将監塚遺跡をも包括する大規模な範囲であるものと想定される。

真間・国分式期は律令国家体制の時代であるが、この時期に国家的あるいは、地域的単位集団で大規模な土木事業がなされた遺構に、古代のほ場整備事業とも言える条里制遺構があげられる。女堀川流域と久下堀、新田原にかかる男堀川ぞいに遺存しているが、これらは本報告の調査経緯にあるように、現代のほ場整備事業により数年後にはほぼ地表面から消滅する運命にあり、誠に遺憾である。しかし、このほ場整備もまた、数百年後には埋蔵文化財となるのであろう。なお、前記女堀川と男堀川は条里に伴い部分的に掘削された遺構で、地形に左右されず東西方向に流路をとる。

中・近世以降

中世以降にかかる遺跡の発掘調査例は少ない。これは原始・古代の対象となる遺構の多くが堅穴式住居など遺構の性格や企画が解明されているのに対し、中・近世にかかる遺構の分類が進展していくためとも解される。とくに近世のある時期以降は現在の生活圏とも重複するため、遺構として把握することは困難を極める。中世の遺跡で最近注目されるのが城館址である。市内においては12カ所ほど所在しているが、大半は武藏七党の一党である児玉党一族の館址で、本調査範囲内に位置する四方田館址は、現在でも堀等の遺存度が良好である。他の館址については『本庄市史』Iに集約されているので参照されたい。栗崎の東本庄館址は児玉党一族の本拠地とする説があり、時代はやや遡るが、近接する浅見山の宥勝寺には莊小太郎頼家の墓が県指定文化財として保護されている。莊氏の本宗家すなわち、本莊氏は現在の本庄の名の由来となっている。本莊（本庄）氏は江戸時代の直前に本庄段丘崖の端に本庄城を築くが、現在市指定文化財となっている本庄城跡は、徳川時代に小笠原氏が城主となったものである。前後するが児玉党の氏神は金鑽神社で、この神社の分布範囲が同党の勢力範囲であったことを暗示している。

本庄城はわずか半世紀ほどであったが、その後中山道が通過した結果、一時は同街道すじで最大の宿場町を形成するに至り、これが今日の本庄市街地発展へとつづいていく原点となった。明治時代には旧児玉郡役所が設置され、同16年に開設された旧本庄警察署は、現在県指定文化財となり、同時に国庫補助金を得て市立歴史民俗資料館として昭和55年にオープンし、市民に無料開放されている。

このようにして再びめざましく発展しようとする、現在の本庄市の礎となった祖先のあゆみを、今ここで振りかえることは、未来の本庄をみつめることにもなろう。

第3章 四方田・後張遺跡群の発掘調査

第1節 遺跡群の位置と調査内容

県営ほ場整備事業児玉南部地区の実施位置は、JR高崎線本庄駅より東南へ2kmの大字東富田、西富田、四方田地内の本庄市南部にあたる。関越自動車道本庄・児玉インターチェンジの東方一帯の水田、畑地がその対象地域で、事業予定地内の中央を上越新幹線が通過する。北方には女堀川が東流しており、南方に浅見山の北麓がひかえる。周辺は微高地と微低地が観察され、前者には現在の集落と遺跡が立地し、対する後者は水田、畑地、条里制遺構が存在する。標高は64~67mを測り、東へゆるやかに傾斜する。

本事業にかかる埋蔵文化財の発掘調査は3か年計画で実施された。第1年度の昭和60年度事業予定期内にかかる周知の埋蔵文化財は、埼玉県遺跡地図記載の本庄コード53-No68~75、122、150、173、174号の各遺跡が該当した。昭和61年度はNo74、75、77、150、156、173、174号遺跡が調査対象となり、昭和62年度にはNo76号遺跡の発掘調査を実施した。これらの内、No68~75号遺跡は「東富田遺跡群発掘調査報告書」を刊行し報告済みである。今回報告する「四方田・後張遺跡群」はNo77、150、156、173、174号遺跡にあたり、いずれも女堀川右岸の自然堤防上に分布する。遺跡の名称については女堀川の流域にあたるため、同名を付すのが本来適切であるが、「女堀遺跡群」の名称はすでに、本庄No84号遺跡の発掘調査時に使用されているため、本調査地域周辺の地理的条件および、西限の後張遺跡が著名であるため「四方田・後張遺跡群」と命名した。なお、両年度にかかる調査内容については、前回報告しているので割愛する。

遺跡名と遺跡番号は下記のとおりである。

(東富田遺跡群)

本庄コード53	No 70遺跡	元富遺跡	大字東富田字元富、窪田	国 分 式
	No 71遺跡	七色塚遺跡	大字東富田字下田	五 領 ~ 国 分
	No 74遺跡	觀音塚遺跡	大字東富田字前田、大字四方田字宮東	国 分 式
	No 75遺跡	下田遺跡	大字東富田字下田	五 領 ~ 国 分

(四方田・後張遺跡群)

本庄コード53	No 77号遺跡	四方田遺跡	大字四方田字屋敷前、七本木	五 領 ~ 鬼 高
	No 150号遺跡	女堀条里跡	大字西富田、四方田地内	
	No 156号遺跡	四方田氏館跡	大字四方田字宮西	
	No 173号遺跡	九反田遺跡	大字西富田字九反田	和 泉 式
	No 174号遺跡	西富田前田遺跡	大字西富田字前田	加曾利E3式

(久下塚古墳群)

本庄コード53	No 122号遺跡	西原古墳	大字東富田字下田	7世紀前半
---------	-----------	------	----------	-------



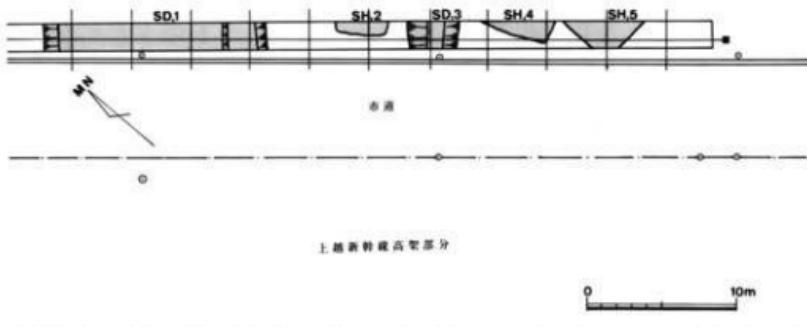
第3図 四方田・後張遺跡群分布図

第2節 九反田遺跡の調査

大字西富田字九反田571-1、他に所在する。本庄市街地の南西方にあたる関越自動車道本庄・児玉インターチェンジより東北方300mに位置し、上越新幹線をはさむ範囲内が遺跡である。周辺には条里製造構が広がり、地目は水田である。標高は66mを数え、北側には女堀川が東流しており、本遺跡は旧女堀川右岸に形成された自然堤防上に立地するものと考えられる。

昭和60年度のは場整備事業において、上越新幹線の保守用道路（当時）の北側に接して小排水路の掘削が予定された。これに伴い事前の試掘調査を実施したところ、新たに住居址と大溝を検出した。しかし、調査期間中に土地改良事務所から設計変更の旨が急速連絡され、同部分に小排水路は掘削されないことが決定された。したがって、本遺跡の調査は範囲確認調査の内容にとどまる。遺跡の範囲は從来本庄150号遺跡として登録されている条里製造構の範囲内にあたるが、遺構の性格や範囲が異なるため、調査終了後新たに周知の遺跡として本庄コード53-173号遺跡の番号を付し、埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カードに登録した。

昭和61年度にかかる発掘調査は、上越新幹線をはさみ前年度とは反対の南側部分にあたるところに小排水路の掘削が予定されたため、事前の試掘調査を実施した。しかし、予想に反して新幹線ぞいの部分はかく乱が著しく、まったく遺構・遺物は存在しなかった。また、新幹線より南に折れるトレンチ内では、同様に遺構・遺物は検出されなかったものの、南へ行くほど地山面が深くなる状態が観察された。発掘調査は昭和60年度を第1次調査とし、約120m²を開掘。昭和61年度は第2次調査にあたり、約200m²を開掘した。



第4図 九反田遺跡遺構配置図

遺構と遺物

遺構は前記したごとく、第1次調査時のみ確認された。住居址3軒、溝1本、幅15mを測る大溝が検出検出された。黄褐色粘土を基盤としており、遺構の遺存度はよい。遺物は和泉式期の土器類を主体に住居址内に比較的多く見られた。なお、周辺からは良質の粘土が採集され、土器づくり教室の材料として使用できた。

第2号住居址（第5図）

トレンチの中央部で南辺部を検出した。西及び東コーナーを検出しておらず、西北と東南壁の一辺3.7m、壁高35cmを測る。プランはやや丸みを帯びる小形の住居址である。壁溝、柱穴、炉、カマド等は調査範囲内において確認されていない。

遺物は概して少なかった。

第4号住居址（第5図）

南コーナーのみ確認された。南北の一辺は5m以上。壁高20cmを測る。壁溝、柱穴は検出されなかつたが、コーナーに接する部分の床面において焼土化が観察された。ただし、炉とするには壁面に近接しすぎるため疑問である。

遺物には壺、小坩、高坏が出土しており、和泉I式期に所属する。

第5号住居址（第5図）

トレンチの東端で検出された。これより以東の調査範囲内では住居址が存在しない。南コーナー付近を確認しており、ほぼ東西南北にプランが設定されている。一辺4m以上、壁高15cmを測る。かべ溝が回り、幅20cm、深さ5cmを数える。柱穴、炉跡は検出されなかつた。なお、西壁の北側は第4号住居址と切り合っている可能性が大きい。

遺物には二重口縁壺、壺、高坏が見られ、和泉I式期に属する。

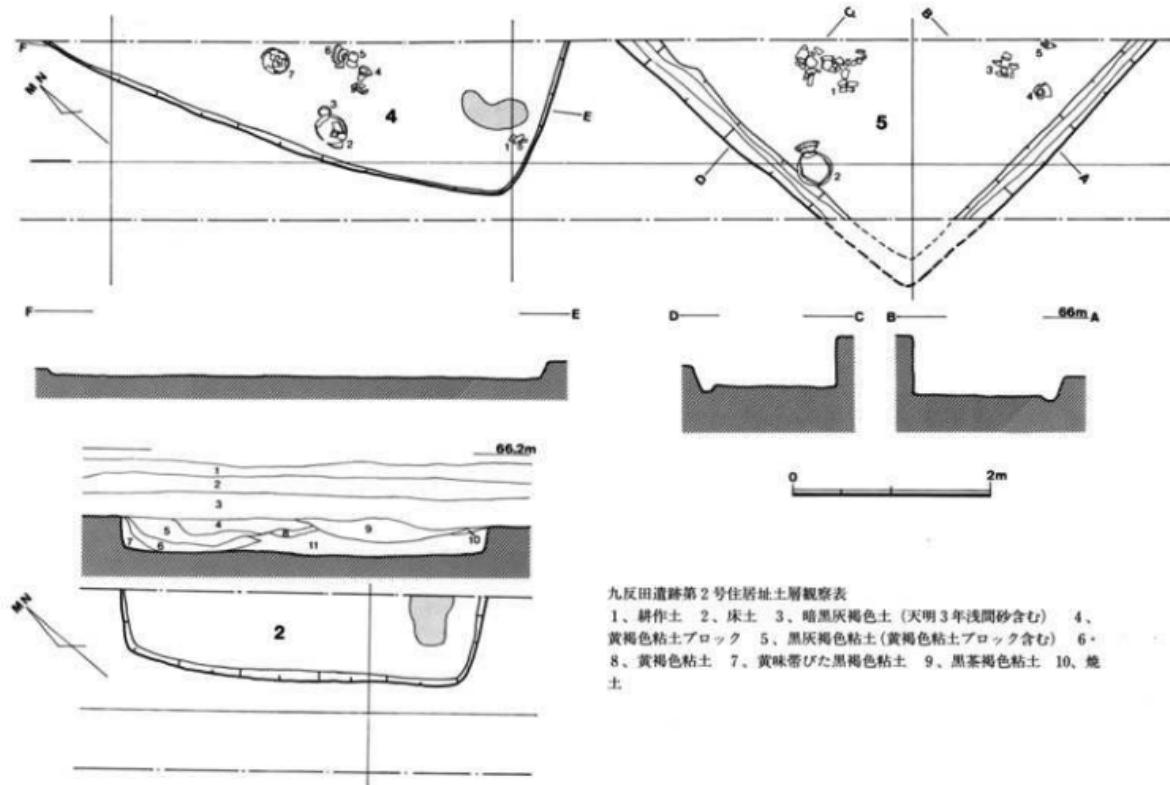
大　溝1（第6図）

トレンチの西側で検出した。幅約15m、深さ約1.5mとかなり大規模で、下底付近の堆積は砂、粘土が観察された。東岸は2段に形成されている。遺物はほとんど見られない。幅2mのトレンチ内で検出されたため、流下方向は不明であるが、北方の西富田前田遺跡における範囲確認トレンチ内では検出されていないことと、周辺の地形から推察して、現女堀川の右岸に平行する流路が推定される。詳細は第4章にゆだねる。

溝　　3（第6図）

第2、4号住居址間で検出された。大溝の右岸に平行する。断面逆台形状を呈し、幅2.6m、深さ1.2cmを測る。人為的に掘削された遺構と推定される。

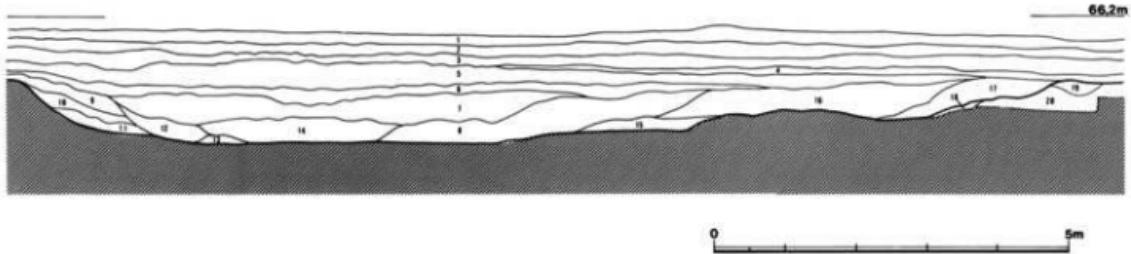
遺物は少なかったが、和泉式の碗が出土している。



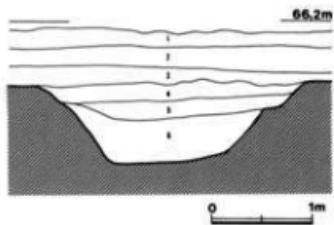
九反田遺跡第2号住居址土層観察表

1、耕作土 2、床土 3、暗黒灰褐色土（天明3年浅間砂含む） 4、
黄褐色粘土ブロック 5、黒灰褐色粘土（黄褐色粘土ブロック含む） 6、
8、黄褐色粘土 7、黄味帯びた黒褐色粘土 9、黒茶褐色粘土 10、蛇
土

第5図 九反田遺跡第2、4、5号住居址実測図



— 19 —



九反田遺跡大溝1土層観察表
 1、耕作土 2、床土 3、暗黒灰褐色土（天明3年浅間砂含む） 4、黒色粘質土 5、茶灰褐色粘質土（かなりしまり硬質・鉄分、褐鉄鉱を含む） 6、暗青褐色粘質土 7、6より茶色味を増し、砂を含む 8・12、青灰色砂 9、暗茶褐色粘質土 10、茶灰褐色粘土 11、暗青褐色粘土 13、暗灰色粗砂 14、淡茶色及び青灰色砂 15・17、黒褐色粘土 16、青みがかった暗茶色粘土 18・19、20と同じでよごれている。 20、淡黄褐色粘土（地山）

九反田遺跡溝3土層観察表
 1、耕作土 2、床土 3、暗黒灰褐色土 4、暗黒褐色粘質土 5、灰褐色粗砂 6、灰褐色砂（下位に同色粘土）

第6図 九反田遺跡大溝実測図

第3節 四方田遺跡の調査

大字四方田字屋敷前、七本木に所在する。関越自動車道本庄・児玉インターチェンジの東側に立地する四方田集落の南縁部を、東西に走る小排水路が掘削されることになり、昭和61年度に試掘調査並びに発掘調査を実施した。集落の南方は約1mの落差があり、高所部分のカットが予定されていた。この計画に対して、教育委員会では土地改良事務所の負担で数ヶ所の試掘調査を実施し、遺跡の範囲、有無、規模の確認調査を行ったところ、同事業予定地内においても遺構・遺物が分布していることが判明した。同部分については、調査期間中にカットは実施されず整地のみで、現状保存されることになった。

遺跡の立地は、本庄台地上をほぼ北東流する女堀川と、後述する蛭川河川跡にはさまれた微高地上に位置し、両側の微低地には水田が開け、対する微高地では畠地、宅地が地目として反映されている。微高地上には西南より四方田集落（四方田遺跡）、四方田市営住宅（観音塚遺跡）が立地しており、断続的ではあるが東富田集落（元富遺跡）へとつなぐ。本遺跡付近の標高は約67mを数える。

調査はバック・ホーにより幅2mでトレーニング状に表土を剥ぎ、以下手掘り作業とした。なお、生活道路、現雜排水路等は発掘調査の対象としていない。また、本遺跡及び、九反田遺跡周辺にかかる小排水路掘削予定地内の内、現雜排水路と重複する部分については立ち会い調査とした。市営住宅の西方においては試掘調査を実施したが、意味不明の小ピット、浅い溝等若干が検出されたにとどまる。

遺構と遺物

遺構はほぼ全面より検出された。住居址18軒、溝及び土壤若干、古墳址1基を確認している。本小排水路内における遺構の分布範囲は、東西約250mであることが判明した。遺物には土師器壺、甕、壠、鉢、高环、坏、窓、土製支脚、須恵器坏、紡錘車、土鍤、勾玉、鉄製歎先、いわゆる編物石等が出土している。特に第18号住居址からは良好な一括資料が得られている。

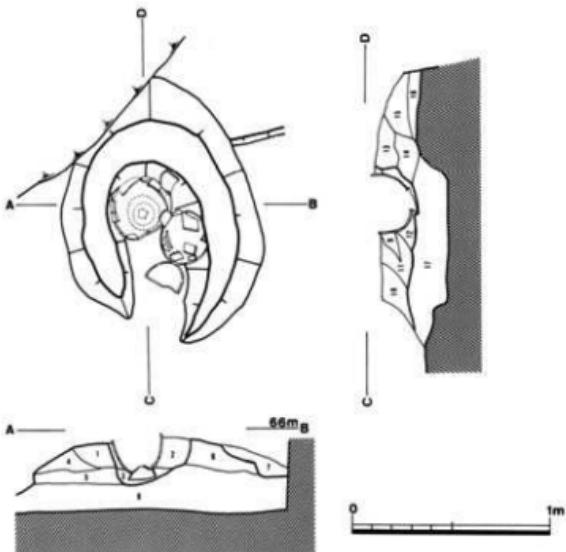
第1号住居址（第9図）

調査区の東端で検出した。約16mを開掘し、東南と西南コーナーを確認した。コーナーはやや丸みを帯びるが、一辺は東西5.2m、壁高30cmを測る。壁溝、柱穴、炉、カマドは調査範囲内で検出されなかつた。床面は2枚の貼床がほどこされており、厚さ10cmを測る。貼床を剥がすと湧水が著しかった。本住居址より東方は地形が一段低くなってしまっており、まったく遺構・遺物が検出されなかつた。

遺物は南壁中央部より。いわゆる編物石が並べられた状態で6点出土しており、その周辺にも同様な砾が7点散乱していた。その他に土師器甕、小壠、高环、窓、砥石が出土しており、和泉II式期に属する。

第2号住居址（第9図）

第1号住居址の西に接する。住居址のほぼ中央部を約16m開掘した。東側にカマドを保有しており、カマドの左側壁面は第1号住居址に切断されたような状態であるが、本住居址が新しい。かまどの右側に明瞭な東壁面が認められ、対する西壁との計測値から一辺5.3m、壁高14cmを数える。壁溝は浅く幅広い状態で西壁ぞいに認められ、幅90cm、深さ4cmを測る。柱穴は西壁より1カ所確認しており



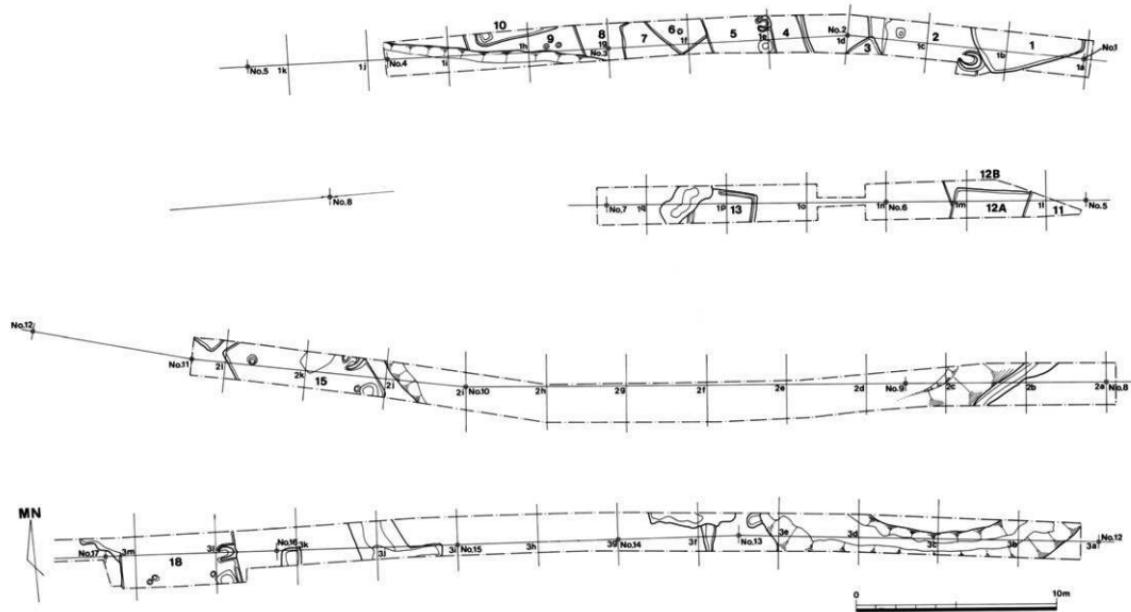
第2号住居址カマド土層観察表

1・6、黒褐色土 2、黒褐色土（焼土多量） 3、焼土・炭 4、黒褐色土 5、黒茶褐色粘土 7・10、住居址内覆土 8、貼床面 9、炭・灰 11、焼土 12、焼土ブロック 13、粘土・焼土 14、焼土 15、黒褐色土（バミス粒多量） 16、黒褐色土（ローム・ブロック） 17、カマド下土塙（黒褐色土）

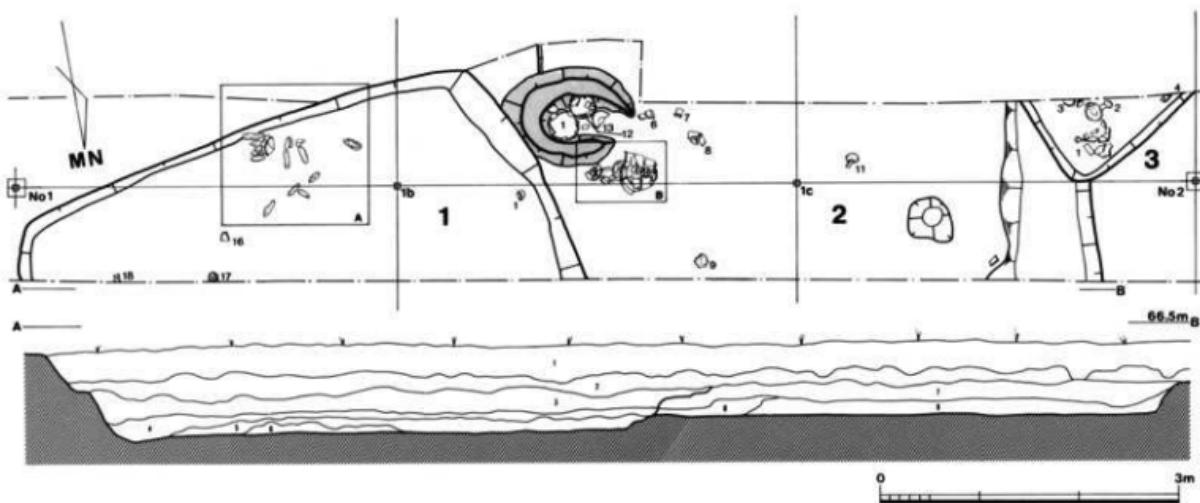
第7図 四方田遺跡第2号住居址カマド実測図

径40~50cm、深さ40cmを測る。カマドは後部が壁面よりわずかに突出しており、長さ135cm、幅100cm、高さ25cmで、厚さ18cmの貼床面上に構築されている。

遺物はカマド内と、その周辺に集中していた。カマド内には、左側に高环を転用した支脚が置かれ、その上に、球洞甕が備え付けられていた。さらに、右側には支脚がなく直接甕が置かれていた。カマド正面の床面上には甕と椀、环が放置遺棄状態で出土した。なお、甕内には完形の环が納入されていた。他に小塔、土製紡錘車が出土している。鬼高I式期古段階に属する。

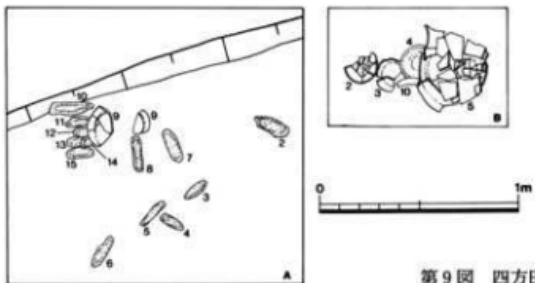


第8図 四方田遺跡遺構配置図



第1、2号住居址土層観察表

1、茶褐色土（耕作土） 2、暗茶褐色土（床土） 3、茶味帶びた黒褐色土（ローム粒含む） 4、漆黒土（5mm大のローム粒含む、貼床面） 5、黒土・ロームブロック混土（貼床面） 6、ローム 7、黒褐色土（ロームブロック若干含む） 8・9、黒褐色土・ロームブロック混土（貼床面）



第9図 四方田遺跡第1～3号住居址実測図

第3号住居址（第9図）

第2号住居址の西壁の一部を切断する状態で、北側コーナーの一部をわずかに検出したにとどまる。壁高25cmを数えるが、全体の規模は不明である。確認範囲の限定性から竪穴内の各部構造は知り得ないが、遺存状態は良好で、大半は南側の調査範囲外に保存されているものと推定される。

遺物は検出床面の面積に対して多く出土しており、甕、瓶、高壺、鉄製鋸先が見られる。出水から鬼高式期に該当する。

第4号住居址（第10図）

第3号住居址より西側に1.7mの間隔をおいて検出された。本住居址から西方へは住居遺構の重複が顕著である。東壁を確認しており、西側は第5号住居址の東壁に切断されている。南北の壁面は調査範囲外にあたる。壁高20cmで検出された一辺の長さは2m以上を数える。壁溝が検出されており、幅16cm、深さ5cmを測る。柱穴、カマド等は確認されなかった。貼床施設がほどこされている。

遺物には甕、台付甕、高壺、椀と高壺の脚部を転用したフイゴの羽口が出土している。

第5号住居址（第10図）

住居址のほぼ中央部にあたり、東西の壁面を検出した。一辺3.2m、壁高14cmを測る。壁溝および柱穴は検出されなかったが、カマドと貯蔵穴を確認している。貯蔵穴は東壁のトレンチ南よりで、確認され、径70cm、深さ42cmを測る。カマドは同壁の北よりで検出された。壁外には出ておらず、長さ75cm、幅80cm以上、高さ25cmを測る。なお、貼床が認められる。

遺物はカマド内よりまとめて出土している。石製支脚の上に懸けられた甕が、ひしゃげた状態で散乱しており、その上に瓶が転倒していた。また、カマドの左袖正面の内側からは、壺が1点出土しており、他に床面上より甕、高壺、壺、小壺が出土した。鬼高I式期に属する。

第6号住居址（第10図）

東壁を第5号住居址に切断された状態で、南コーナーを中心に検出した。一辺2.5m以上、壁高22cmを数え、壁溝、カマドは検出されなかった。柱穴は南コーナーに接して1ヵ所検出されている。径25cm、深さ14cmを測る。やはり貼床面が観察される。

遺物には甕、小甕、壺が出土しており、鬼高I式期新段階に属する。

第7号住居址（第10図）

第5、6号住居址に切断されており、西壁及び、西北コーナーを検出したにとどまる。一辺4.3m以上、壁高12cmを測る。壁溝、柱穴、カマド等は検出されなかった。貼床が観察される。

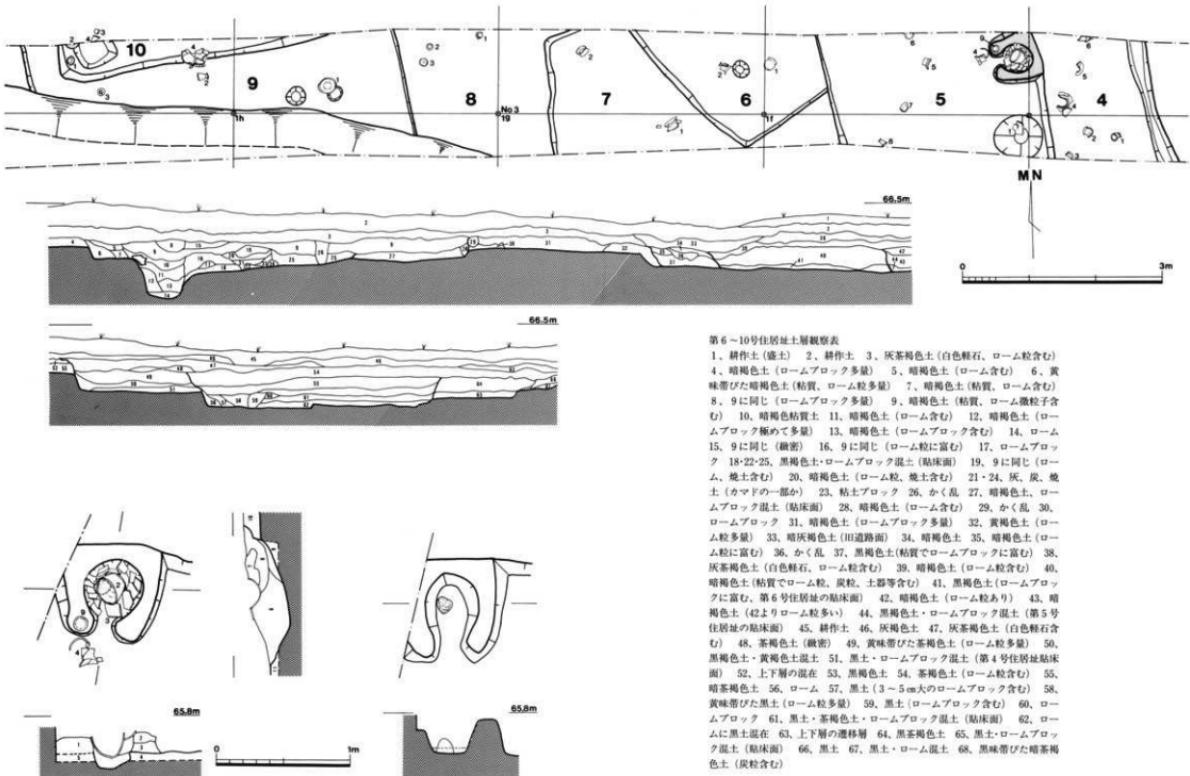
遺物は甕、小壺等が見られるが、他は混在状態で帰属住居址が不明である。

第8号住居址（第10図）

東西を住居址に切断され、南側は最近の溝により破壊されている。また、北側は調査範囲外にあたり、規模は不明である。ローム面を床面としており、地表面下45cmで床面に達する。一辺は少なくとも2.5m以上を測る。住居内の各施設も不明である。

遺物は甕、小壺、高壺が出土しており、五領式期に所属する。また、東側に隣接する第5、7号住居址の覆土よりS字口縁部、台付甕、器台が混在しており、本住居址に帰属するものと考察される。

第9号住居址（第10図）



第6～10号住居址上層觀察表

1. 耕作土(盛土) 2. 耕作土 3. 灰茶褐色土(白色鉢石、ローム粒含む)
4. 暗褐色土(ロームブロック多量) 5. 暗褐色土(ローム含む) 6. 黄味帶びた暗褐色土(粘質、ローム粒多量) 7. 暗褐色土(粘質、ローム含む)
8. 9に同じ(ロームブロック多量) 9. 暗褐色土(粘質、ローム微粒子含む) 10. 暗褐色粘質土 11. 暗褐色土(ローム含む) 12. 暗褐色土(ロームブロック含む) 13. 暗褐色土(ロームブロック多量) 14. ローム 15. 9に同じ(緻密) 16. 9に同じ(ローム粒に富む) 17. ロームブロック 18-22. 黑褐色土-ロームブロック混土(粘床土) 19. 9に同じ(ローム、堆土含む) 23. 暗褐色土(ローム粒、堆土含む) 21-24. 黑褐色土(マドの一部か) 25. 粘土ブロック 26. かく乱 27. 黑褐色土、ロームブロック混土(粘床土) 28. 黑褐色土(ローム粒含む) 29. かく乱 30. ロームブロック 31. 暗褐色土(ロームブロック多量) 32. 黄褐色土(ローム粒多量) 33. 暗褐色土(田舎路面) 34. 黑褐色土 35. 暗褐色土(ローム粒に富む) 36. かく乱 37. 黑褐色土(粘質でロームブロックに富む) 38. 灰茶褐色土(白色鉢石、ローム粒含む) 39. 暗褐色土(ローム粒含む) 40. 暗褐色土(粘質でローム粒、灰斑、土器等含む) 41. 黑褐色土(ロームブロックに富む、第6号住居址の粘床土) 42. 黑褐色土(ローム粒あり) 43. 暗褐色土(2-2.5ローム粒多い) 44. 黑褐色土-ロームブロック混土(第5号住居址の粘床土) 45. 耕作土 46. 暗褐色土 47. 灰茶褐色土(白色鉢石含む) 48. 茶褐色土(緻密) 49. 黄味帶びた茶褐色土(ローム粒多量) 50. 黑褐色土-黄褐色土混土 51. 黒土-ロームブロック混土(第4号住居址の粘床土) 52. 上下解の混在 53. 黑褐色土 54. 茶褐色土(ローム粒含む) 55. 灰茶褐色土 56. ローム 57. 黒土(3-5cmのロームブロック含む) 58. 黄味帶びた黒土(ローム粒多量) 59. 黑土(ロームブロック含む) 60. ロームブロック 61. 黒土-茶褐色土-ロームブロック混土(粘床土) 62. ロームに黒土混在 63. 上下解の遷移層 64. 黑茶褐色土 65. 黒土-ロームブロック混土(粘床土) 66. 黑土 67. 黒土-ローム混土 68. 黑味帶びた茶褐色土(灰粒含む)

第10図 四方田遺跡第4～10号住居址実測図

東西両壁を検出した。しかし、南縁は最近の溝により破壊されており、北側は第10号住居址が切り込む。東西の一辺5.4m、壁高12cmを測る。壁溝、カマド等は確認されなかつたが、東よりで柱穴2ヵ所を検出した。東側は径33cm、深さ31cm。西側が径37cm、深さ10cmを測る。貼床が認められる。なお、南縁を通過する溝は、その南に平行して流水する現排水路と関連するものと思われる。

遺物は球形甕、高坏、小埴が出土しており、和泉式期に属する。

第10号住居址（第10図）

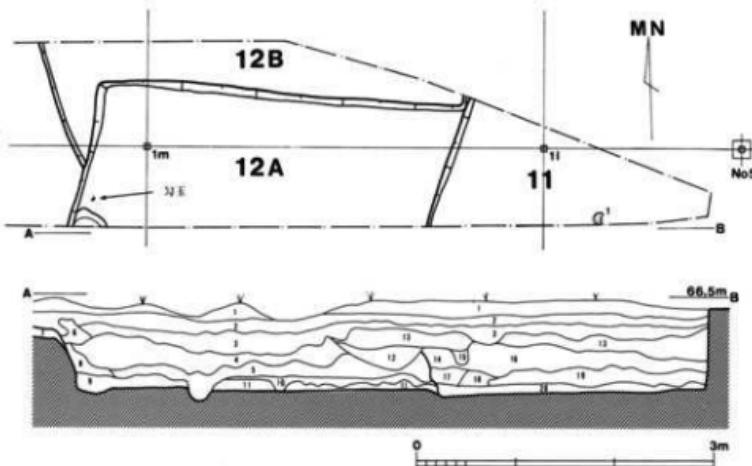
第9号住居址内で、南西コーナーから南壁部分にかけてわずかに確認したにとどまる。東西の一辺は4m以上、壁高20cmを数える。湧水が著しく確認面が狭いため、床面の状態は不明であるが、貼床が認められ、コーナー部付近のトレンチ壁断面に貯蔵穴が確認された。

遺物は貯蔵穴内より甕、高坏が出土しており、和泉式期から鬼高I式期と推定される。

第11号住居址（第11図）

前記した現排水路を西に越えた部分で、3軒が重複する。西壁を検出したにとどまり、東および北部は溝により破壊されている可能性が大きい。一辺2.7m以上、壁高23cmを数える。

遺物は甕、高坏、椀等が出土しており、他にS字口縁部、須恵器も混在している。



第11、12A号住居址土層観察表

- 1、耕作土（軽石多量）
- 2、暗灰褐色土（純作土で1より暗く軽石多い）
- 3、暗灰褐色土（床土で軽石含む）
- 4、黒褐色土（14より暗色）
- 5、黒色土（粘質でローム粒多量）
- 6、黒褐色土
- 7、暗灰褐色土
- 8、黒色土（粘質）
- 9・10、黒色土・ロームブロック混土（貼床面）
- 11、暗黄褐色土（ロームブロックと黒色土の混土で全体に黄味帯び貼床面）
- 12、黒褐色土（13に同じで軽石少量）
- 13、黒褐色土（ローム粒若干含む）
- 14、黒褐色土（ローム粒極めて多量）
- 15、3のブロック
- 17、黒色土（ロームブロック含む）
- 18、黒色土（焼土・炭粒含む）
- 19、黒褐色土（ローム粒・ロームブロック極めて多量）
- 20、黒色土（砂質で下位は黒土とロームブロック混土で貼床面）

第11図 四方田遺跡第11、12号住居址実測図

第12号住居址（第11図）

表土剥ぎ当初1軒の住居址で、西縁は土壤との重複が考えられたが、南北に2軒重複していることが判明した。このため遺構番号は南側を第12A号住居址、北側を第12B号住居址と命名した。前者は北及び西壁の一部と西北コーナーを検出しており、一辺4m以上、壁高45cmを測る。壁溝、柱穴は検出されていないが、2枚の貼床面が認められる。

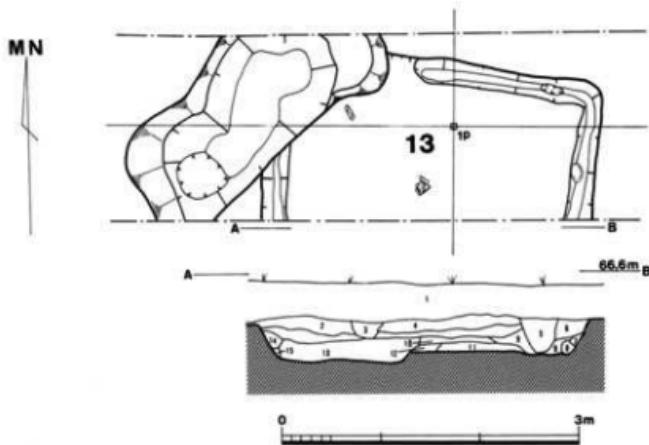
遺物は概して少ないが、覆土中より勾玉1点の出土を見た。

第12B号住居址は西壁を検出したのみである。遺構・遺物とも不明確な点が多い。

第13号住居址（第12図）

第12号住居址より西方へ12mの地点で、住居址としては単独で検出された。南壁部以外が確認されたが、西北コーナーは土壤17により破壊されている。東西の一辺3.3m、壁高21cmを測り、壁溝が周囲する。幅は11cm、深さ12cmを測る。コーナーはやや丸みを帯びる。柱穴、カマド等は検出されなかった。

遺物は少なく沈線化した複合口縁をもつ壺、小甕が出土しており、鬼高I式期新段階にあたる。



第13号住居址土層観察表

1. 灰褐色土（耕作土） 2・4. 黒灰色土 3・5. 灰褐色土・黒土ブロック
6・16. 漆黒土 7. 黒土・ロームブロック 8. ローム 9・13.
明黒褐色土 10. 黒土（ロームブロック含む） 11. ローム 12. 黄味帯
びる黒褐色土 14. 黑灰褐色土 15. ローム

第12図 四方田遺跡第13号住居址実測図

第15号住居址（第13図）

先の住居址から約45mの西方で、市道8418号線の東にあたる。東西側コーナーを検出した。これをもとに復原すると一辺約6mの規模を呈し、壁高25cmを測る。柱穴は検出されたコーナー付近で2か所確認された。径30~40cm、深さ70~80cmを測る。貯蔵穴は東コーナーにより隅丸方形を呈するものが検出された。径85cm、深さ50cmを数える。貼床面が観察され、表面は叩きしめられている。カマドは復原によると東壁のやや南よりに構築されており、良質の粘土を使用している。長さ1.1m、幅1m以上、高さ11cmを数える。

遺物はカマド内より支脚に転用された高壙が出土しており、他に椀等が見られる。和泉式期から鬼高式期にかかる。

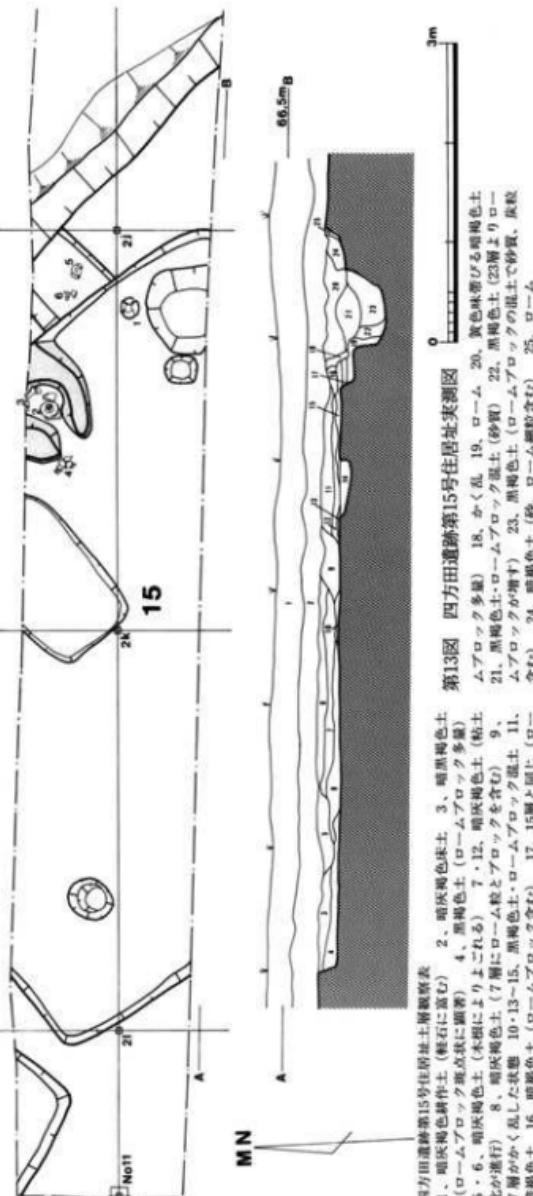
第17号住居址（第8図）

市道8418号線の西20mで検出された。南壁と南東、南西コーナーを確認しており、一辺4.4m、壁高15cmを測る。壁溝、柱穴、カマド等の施設は確認されなかった。住居址であるかは再検討の余地を残す。

第18号住居址（第15図）

住居址の中央部を発掘した。東西の一辺5.8m、壁高35cmを数える。壁溝は東壁の南よりにのみ検出された。幅6cm、深さ3cmを測る。柱穴は南縁部の東西両コーナー付近で確認しており、上場は方形、下底が円形プランを呈し、上位に段が付く。

一辺90cm、深さ62cmを測る。厚さ18



第13図 四方田遺跡第15号住居址実測図
四方田遺跡第15号住居址断面図
1. 暗灰褐色土 (石に富む) 2. 暗灰褐色土 3. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量)
4. 黑褐色土 (木炭によりよごれる) 5. 黑褐色土 (木炭によりよごれる) 6. 暗灰褐色土 (木炭によりよごれる) 7. 黑褐色土 (木炭によりよごれる) 8. 暗灰褐色土 (7層にローム砂とブロックを含む) 9. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量)
10. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 11. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 12. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 13. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 14. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 15. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 16. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 17. 15層と同じ (ロームアッシュ多量) 18. かく乱を含む (ロームアッシュ多量) 19. ローム (Loam) 20. 黑褐色土 (砂質) 21. 黑褐色土 (砂質) 22. 黑褐色土 (23層よりロームアッシュ多量) 23. 黑褐色土 (ロームアッシュ多量) 24. 黑褐色土 (砂) 25. ローム (Loam) 含む (ロームアッシュ多量)

cmの貼床施設が観察され、平面はローム・ブロックと黒土のまだら模様である。カマドは東壁に位置しているが、壁面及び、柱穴の位置関係から住居址プランを復原すると、その位置は東壁でもかなり南により構築されていることが判明する。長さ95cm、幅85cm、高さ30cmを測る。貼床面上に構築されており、上場はわずかに壁外に掘り込まれている。

遺物はカマド内及び、カマド周辺の床面上に放置遺棄状態で散乱していた。カマドの右側で貯蔵穴との間にあたる部分からは、壺口縁部を転用した器台、鉢、高杯、原初杯、須恵器杯の関係品が並べられていた。カマド内には左側に備え付けられた土質支脚上に、球胸甕が置かれており、その右側には直接球胸甕が設置されていた。また、トレンチの北縁に二重口縁壺2点が出土している。他に小甕が見られる。鬼高I式期最古段階に属し、本庄市今井諏訪遺跡の第49号住居址と同時期と考えられる。
溝19・20（第14図）

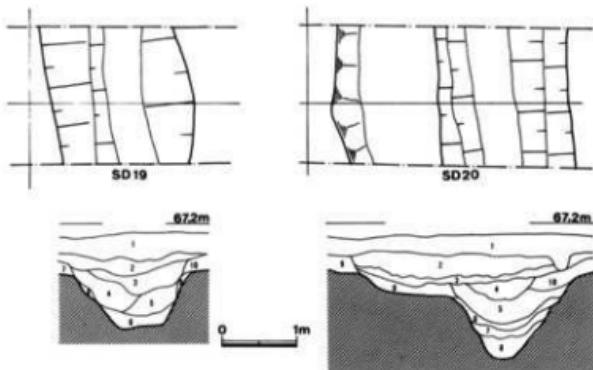
第18号住居址の西に平行して2本の溝が検出された。溝19は幅1.9m、深さ86cm。溝20は幅3.1m、深さ1.2mを測る。断面逆台形状を呈する。内部より五領、和泉、鬼高式等の土器片が出土しているが、これらの一一部が本遺構に関連するものか不明である。なお、流路方向は南北に取るが、条里制遺構に関する遺構である可能性も考慮される。

溝23・24

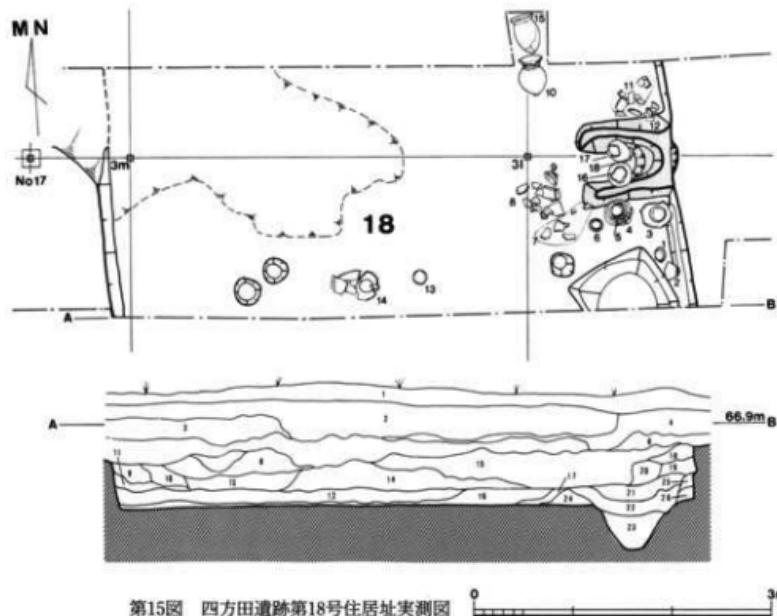
第17・18号住居址間で検出された。溝23は幅80cm、深さ15cmを測り、溝19・20と平行している。溝24は第17号住居址を切断しており、幅50cm、深さ10cmと小規模である。遺物の出土はなかった。

溝25・26

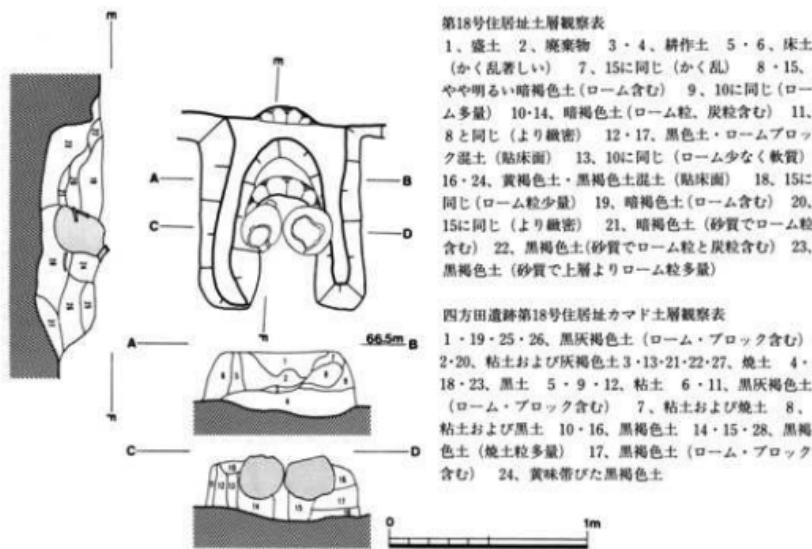
市道8418号線の東で、かなり大規模な溝状遺構が検出された。溝25は確認された幅が32cmを測り、西縁は第15号住居址の壁面近くまで達し、東縁は溝26と接する。東縁は当初第14号住居址として記録していたが、掘り下げの結果、溝25の東岸であることが判明した。この部分では特に遺物が多く出土しており、和泉式を中心とする。本遺構の性格については、湾曲する大溝の一部であるのか、古墳址の周囲の一部を示すものか今後の検討をする。古墳址であるならば直径30m前後の円墳址である可能性が推定される。溝26は幅20cm、深さ5cmを測り、溝25の東岸上場と平行する。



第14図 四方田遺跡溝実測図



第15図 四方田遺跡第18号住居址実測図



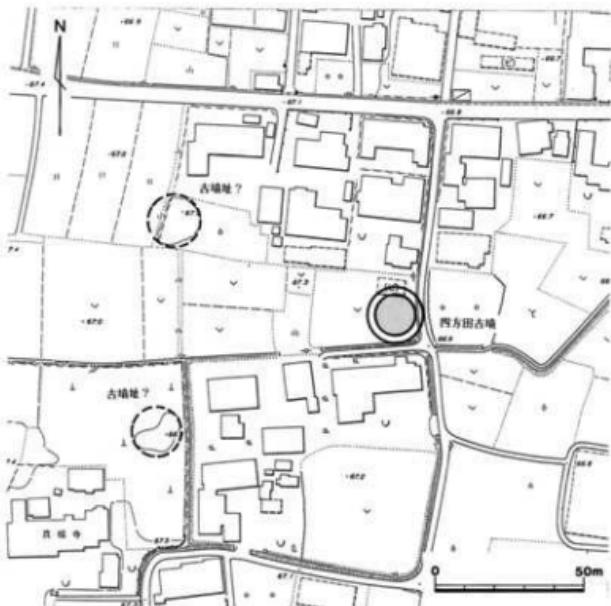
第16図 四方田遺跡第18号住居址カマド実測図

四方田古墳（第17・18図）

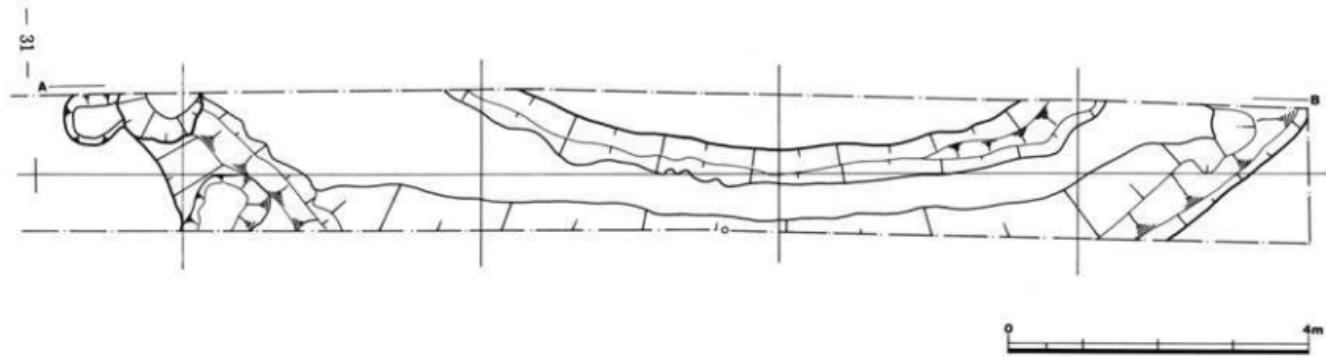
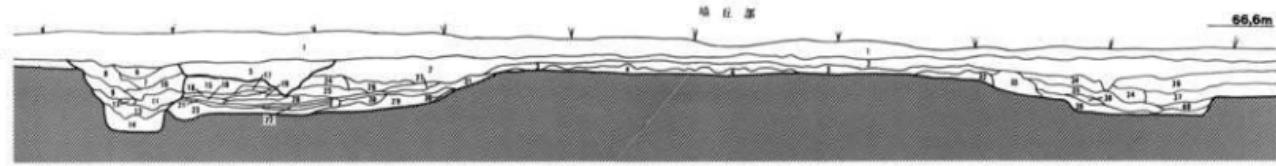
市道8418号線の西において、土壤状の掘り込みが観察され、当初土壤16として処理していたが、調査が進行するにしたがい、弧状に廻る周堀で、内部より埴輪片も出土したことから、古墳址であることが判明した。円墳址の南縁の一部を確認したにとどまるが、幅2.8m、深さ10mを測る。トレンチ北側にわずかに墳丘部を検出したが、ローム面のみで盛土は観察されなかった。復原直径は12mと推定される。

遺物は和泉式の土器が周堀下部より出土しているが、周辺の住居址からの混入品である可能性が大きい。甕、小壺、高杯、椀が見られる。埴輪は須恵質の円筒で、断面三角形のタガと半円窓スカシが観察され、タテハケ調整である。6世紀中葉ごろの所産と推定される。

周辺に埴輪が採集されることは常に指摘されており、真福寺と四方田金佐奈神社東東南方からも埴輪が出土していることや、前記溝25の推定される性格などより、本付近一帯に小規模な古墳群が存在する可能性は大きい。



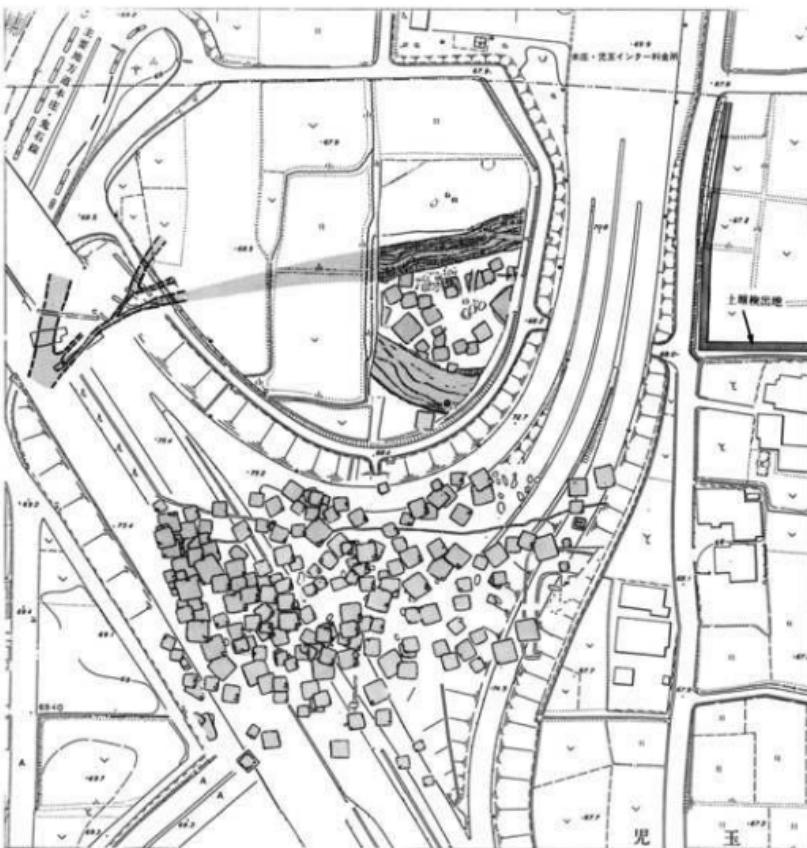
第17図 四方田古墳位置図



第18図 四方田古墳実測図

第4節 後張遺跡の調査

前節四方田遺跡に設定したとれんちの西延長上で、大字四方田字七本林197-1付近が小排水路の工事予定地となっていたため、試掘調査を実施した。しかし、地表面下20~30cmで地山面に達し、遺構・遺物はほとんど検出されなかった。特に西縁に接して、児玉町教育委員会が実施した後張遺跡C地点の東部延長が確認されるものと期待されたが、同地点で検出された大溝も存在しなかった。今回の調査では唯一児玉町との境界付近で土壤1基を検出したにとどまり、内部より和泉式の高坏1点が出土している。したがって、今回の調査では後張遺跡の東北限を確認したことになり、調査地区内においては後張遺跡と四方田遺跡は隔絶されていることが判明した。ただし、トレンチ南縁の児玉町真福寺付近は微高地であり、この部分で後張遺跡A地点より四方田遺跡にかけて連続している可能性もある。



第19図 後張遺跡位置図

第5節 西富田前田遺跡の調査略報

2か年の調査では最も西北部に位置する。大字西富田字前田528番地付近に所在する。昭和60年度に実施した小排水路の工事予定地内にかかる事前の試掘調査で、本庄150号遺跡として登録されていた周知の遺跡の範囲内であったが、新たに縄文式時代の単独遺跡を確認した。しかし、調査中に小排水路の設計変更について、本庄土地改良事務所より連絡が届き、周辺における深掘工事は実施されないことが明確となった。ただし、面的な整地工事は実施されるため、遺構・遺物の範囲、規模、性格等を確認し、整地工事で支障をきたさないかを調査した。その結果、西北部のわずかな範囲において極めて浅く地表下25cmで遺構面に達する地点があることが確認され、同部分の発掘調査を行った。範囲確認試掘調査で判明した本遺跡の範囲は約100m四方で、およそ条里の一坪分の範囲と重複する。設定したトレンチは南北に2本と東西に1本で、これらをLoc. 1~6とした。後述するLoc. 7はLoc. 5、6の西南角にあたる。各トレンチにおける遺構の確認は表土を剥いだ面で、その有無を確認したのみにとどまり、無用の遺構開掘は行っていない（第20図）。

第7地点（Loc. 7）の遺構と遺物（第21図）

調査範囲内では最も遺構面が深い地点にあたる。本遺跡で唯一面的発掘調査を実施した。この付近の層序はバサバサした暗灰色耕作土層、バミスを含む灰褐色床土層、バミスを若干含む暗灰褐色床土層（上層との間に褐鉄鉱の薄層で分離される）、暗茶褐色粘質土層、黄褐色粘土層の順に堆積しており、黄褐色粘土層を基盤とする。地表面から黄褐色粘土層まではわずかに25~28cmと薄かったにもかかわらず、トラクターや耕作等でほとんど遺構面が破壊されていなかったのは幸である。

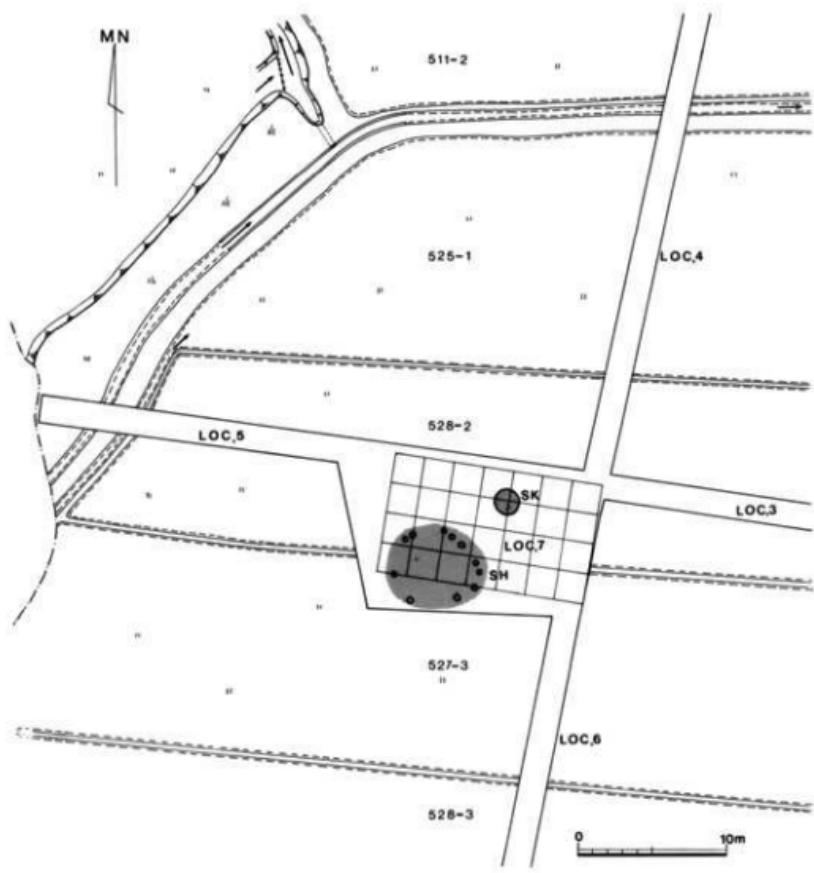
検出された遺構は土壌とピット群で、後者は住居址と考えられる。土壌は円形で上縁は緩やかに傾斜して段が付き、下底部に至る。底部は平である。上縁の直径166×157cm、深さ40cmを測る。表土剥ぎ当初2m四方に縄文式土器が確認された。内部にも多くの土器が包蔵されており、北縁には副部下半を意図的に打ち欠いた深鉢（第22図下）が置かれていた。なお、土壌内に焼土、炭等は認められなかつた。

ピット群は土壌の西南側に接している。直径は30~40cm前後で、深さ25~35cmを測る。13ヵ所が東西6.5×南北5mの梢円形に廻っており、その内部に土器、石器が分布する。また、西寄りは非常に浅い凹みを観察した。散布する土器の内、西南のピットに接する部分で埋鉢が1点出土した。口唇部は見られなかつたが、ほぼ完形品で加曾利E 3式に属する（第34図1）。なお、上部には礫が散乱していた。本地点は遺構深度が浅いことと、梢円形に廻るピット群、埋鉢の存在などから、耕作等により壁面が破壊された竪穴式住居址の床面部分と推定される。同様なピット群は各トレンチにおいても確認しており、本遺跡が小規模な集落跡であったことを指示している。

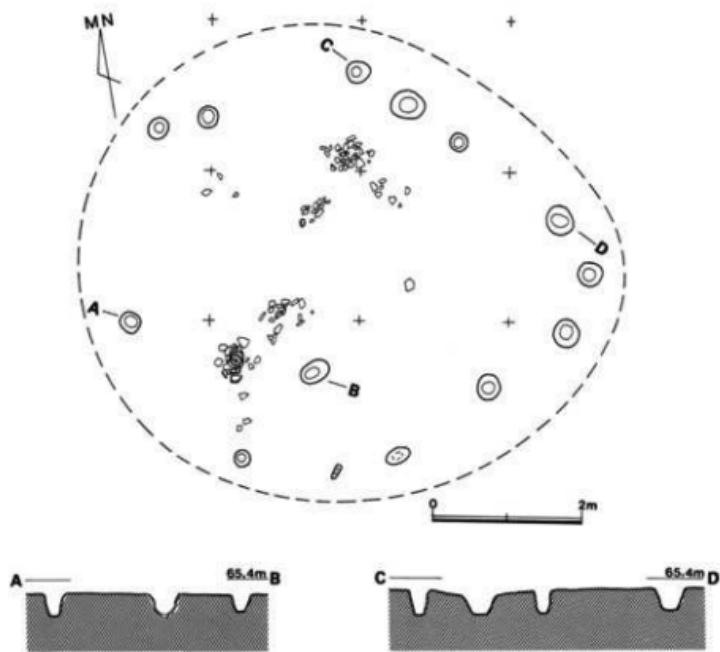
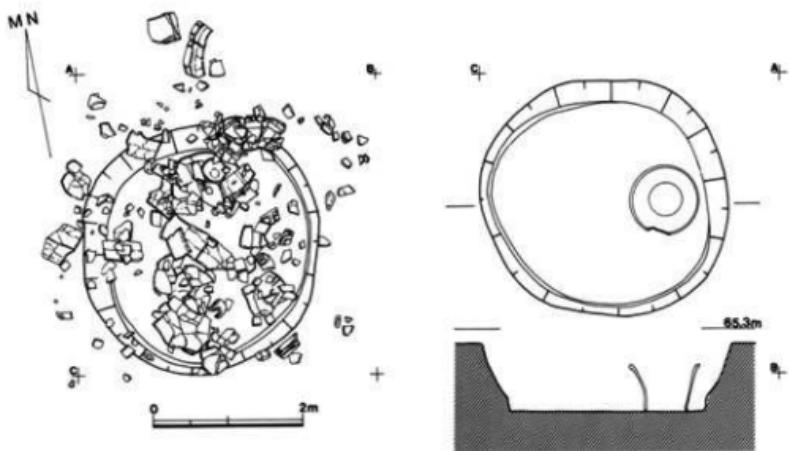
出土した遺物は礫、剝片、石鐵、磨製石斧、縄文式土器で、他の時代の遺物はほとんど見られなかつた土壌内より出土した土器片の内2点は深鉢の上半分で打ち欠いた状態であった（第35図3・4）。



第20図 西富田前田遺跡位置図



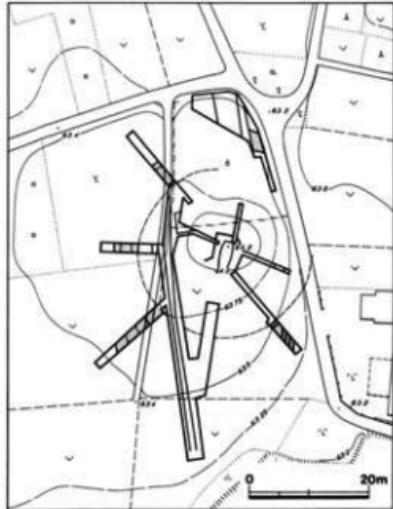
第21図 西富田前田遺跡第7地点遺構配置図



第22図 西富田前田遺跡第7地点土壤(上)、住居址(下)実測図

第6節 付・西原古墳の調査

昭和60年度の発掘調査において、大字東富田字下田199、202、204、205に所在する本庄122号遺跡(古墳)の範囲確認調査を実施した。本古墳は径10m、高さ1mほどの残丘が見られ、周辺も含めてかく乱穴が顕著であった。周辺はまた、七色塚遺跡(集落跡)の範囲でもある。ほ場整備事業の設計当初、周辺は大規模なカット面対象地であったが、埋蔵文化財の保存措置上、全面調査は不可能であるため設計変更を要望したところ、整地工事のみで部分的には逆に盛土を行ってもらう結果となった。これに伴い、本庄122号遺跡は残丘部のみ発掘調査を行い、整地工事と今後の保存資料として本古墳の規模、範囲の確認試掘調査を実施した。同調査の開掘については土地改良事務所の負担でお願いした。なお、遺跡名称については字名の下田を付すと、その位置が下田遺跡の近隣に誤解されるおそれのあるため、地元の俗称である西原を用い、「西原古墳」と命名した。また、周辺に七色塚古墳と呼称される前方後円墳が存在すると言われるが、今回の調査では本古墳以外に確認されなかった。



第23図 西原古墳地形測量図

墳丘（第26図）

調査前には径10m前後の不定形な残丘が遺存していた。しかし、周辺は耕作、ゴミ穴によるかく乱が著しく、内部構造の遺存は期待される状態でなかった。盛土部分を中心に任意にトレンチを設定し、残丘の調査より実施したところ、版築構造が観察され、後述する石室基底部を検出した。墳丘および石室の構築状態は、旧表土上に石室を造営しつつ後込めの砂利を充填する作業と平行して順次その外側に黒土とロームを互層に盛上げて築造している。残丘の周辺は2次的な堆積物や耕作土で覆われていた。墳丘の規模については6本のトレンチの内、第1、2、3、5トレンチで周堀が検出された。これをもとに復原した直径は28mを測る。なお、6トレンチ内で検出された周堀に該当するものは、復原径より外側に位置することから、プランはいびつであった可能性もある。また、南側においては周堀が検出されておらず、同部分は石室の正面にあたることから、陸橋部分にあたるものと考えられる。

周堀（第25図）

西側において遺存度がよい。外縁は真円を呈さず、各トレンチによって幅が異なる。第2トレンチでは幅7m、深さ1.6m。第3トレンチが幅3m、深さ1mを測り、西側において幅が広く内側が2段に形成されている。埋没状態は底部に近いほど黒色化しており、有機物の腐食した可能性が示唆され、どう沼化した空堀を予測せるものである。

内部主体（第24図）

残丘の中央部において横穴式石室が検出された。ほぼ南に開口しており、主軸はN16°Wである。玄室はゆるやかな胴張りがほどこされている。玄室長4.8m、幅（最大）1.7m、奥壁部幅1.4m、壁高0.4m以上に復原される。羨道部は破壊されているが、玄門部の石抜き痕が観察されたため、これをもとに復原すると幅0.6mとなる。石室の構築は一部に角閃石安山岩を使用しているが、大半は偏平な棒状礫を用いている。遺存度のよい玄室部を観察すると7段ほどの壁面が確認され、根石には角ばった比較的大型の礫を用い、その上からは棒状の礫を積上げ、部分的に大きな礫を詰め込んだ、いわゆる模様積み（鹿の子模様）である。後込めは左右両側壁の後に砂利と礫を充填している。棺床面は10cm大的の礫を敷きつめている。

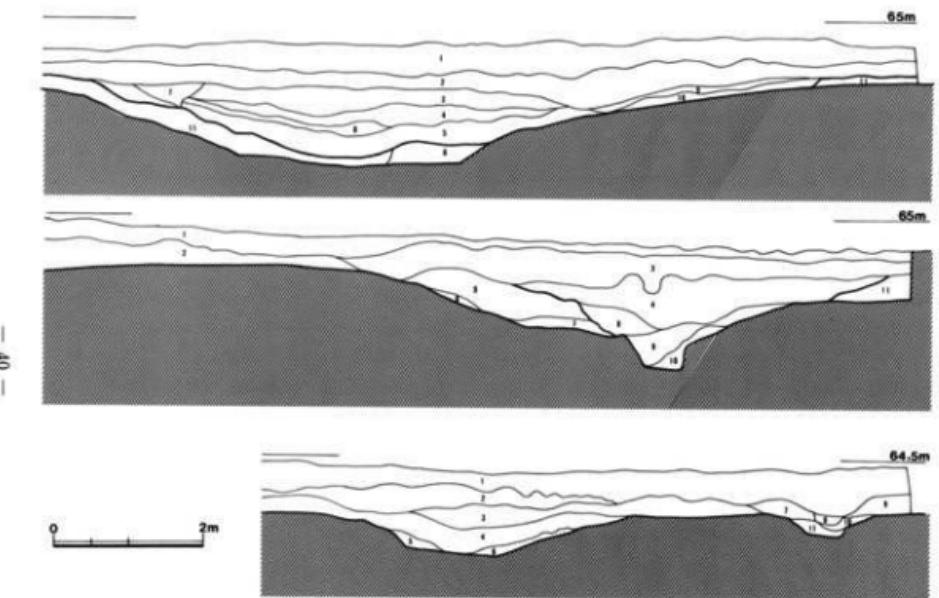
遺物

墳丘上と周辺より五領、和泉、鬼高式の各土器が出土しているが、同時期の住居址が墳丘下に重複するため、本古墳の時期決定となる資料ではない。石室内からは棺床面上より銅芯金張の耳環1対が出土している。他に玄室中央部の西壁より人骨と推定されるものが出土している。

本古墳の時期については以上の内容から、遺物による考察は不可能であり、石室のプランをもとに行うと、7世紀前半に所属するものと考えられる。



第24図 西原古墳横穴式石室実測図



西原古墳周縁断面観察表

(上) 第2トレンチ

1. 淡茶灰褐色土
2. 暗茶灰褐色土（白色バニス含む）
3. 黒茶褐色土（ローム小アロック含む）
4. やや明るい暗茶褐色土
5. よごれた暗茶褐色土
6. 灰褐色ハードローム
7. 黒茶褐色土
8. 明黄褐色土
9. 黑褐色土
10. 暗黄茶褐色土
11. 黄褐色ローム
12. 黑茶褐色土（ローム粒多量）

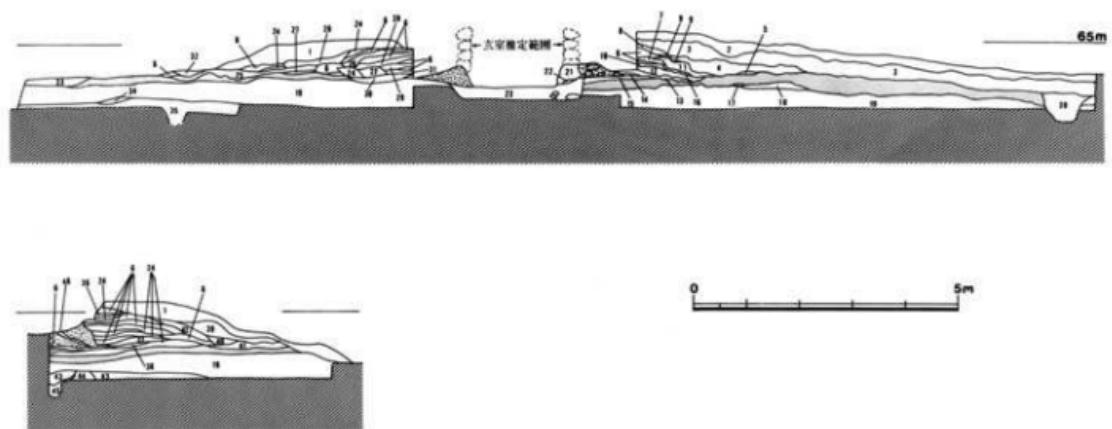
(中) 第3トレンチ

1. 淡茶灰褐色土
2. 暗茶褐色土
3. 暗茶褐色土（上層が混じる）
4. 黒味を帯びた暗茶褐色土
5. 黒茶褐色土
- 6・7. 暗黄褐色土
8. 黑褐色土（疊含む）
9. 暗茶褐色土（やや粘質）
10. 暗褐色土（ローム・ブロック含む）
11. 暗黄褐色土・暗茶褐色土混土

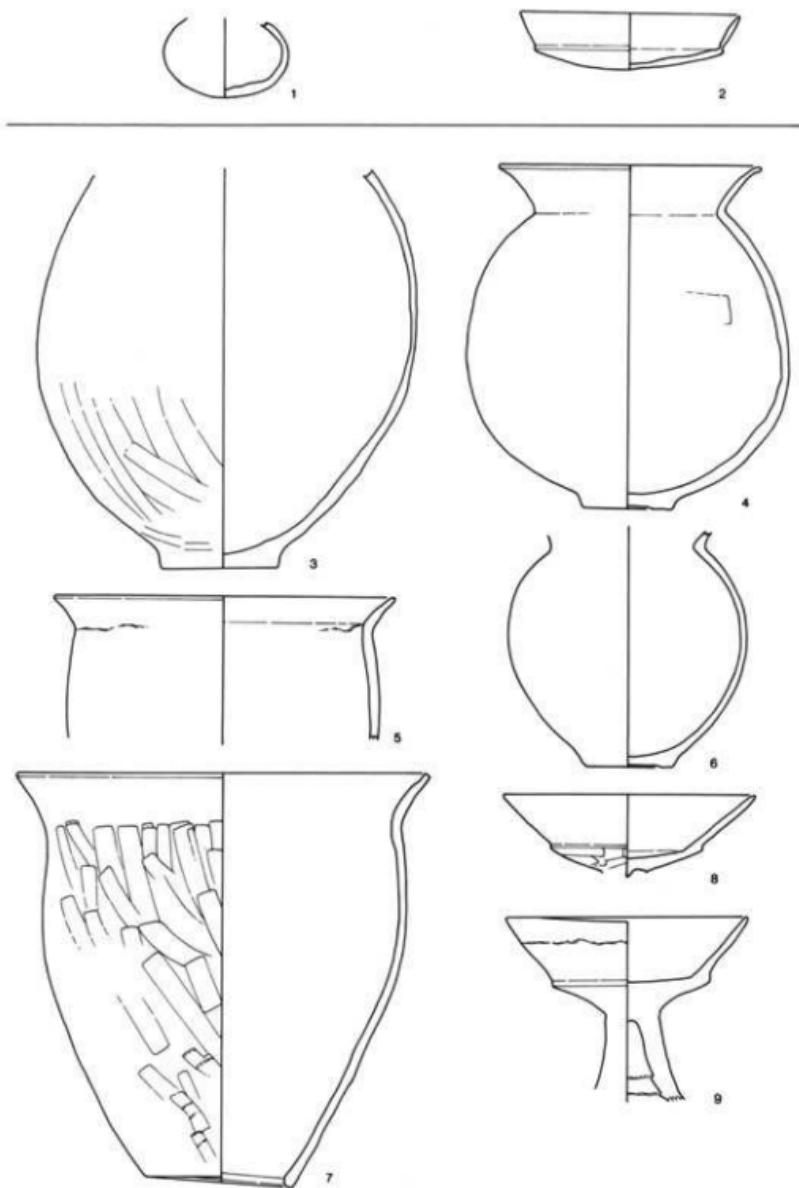
(下) 第5トレンチ

1. 淡茶灰褐色土
2. 暗茶褐色土
3. 灰味帯びた暗茶褐色土
4. 黑褐色土
5. ローム・ブロック多量
6. よごれた暗茶褐色土
- 7・9. 暗黄茶褐色土
8. ローム・ブロック
10. 暗黄茶褐色土（ローム粒含む）
11. 暗茶灰褐色土

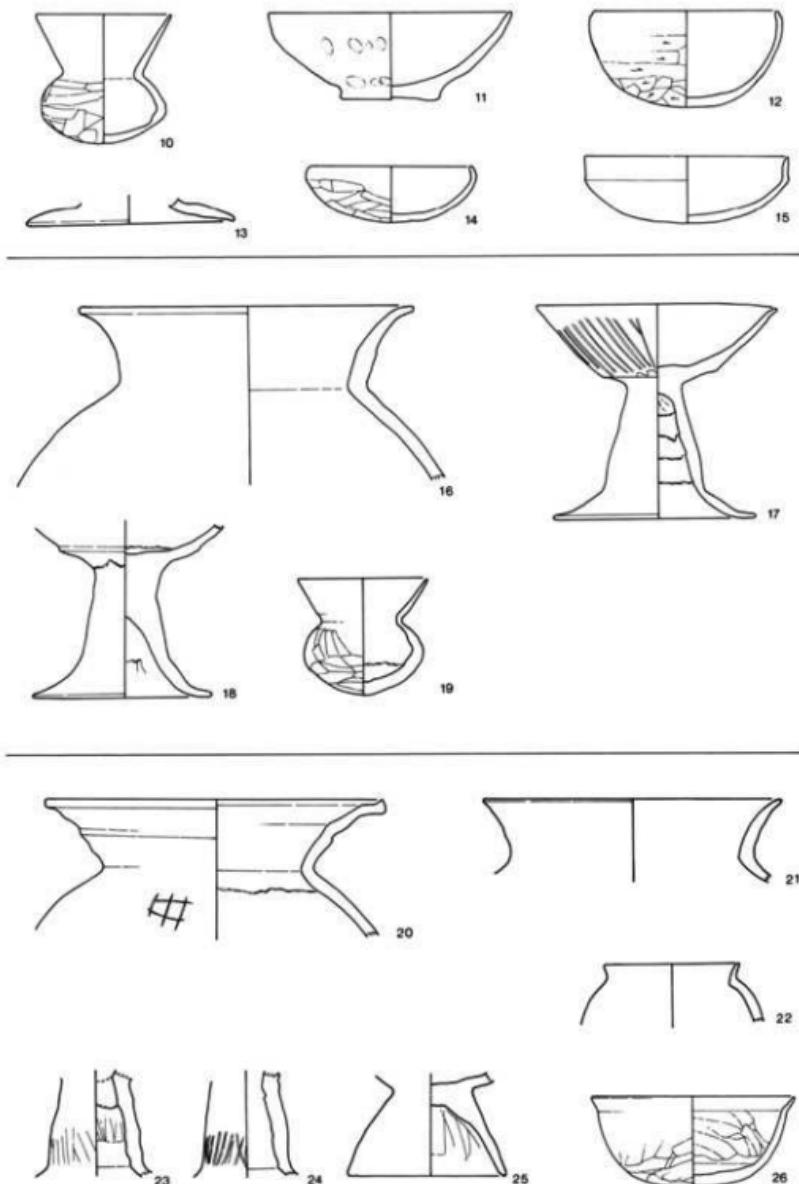
第25図 西原古墳周縁実測図



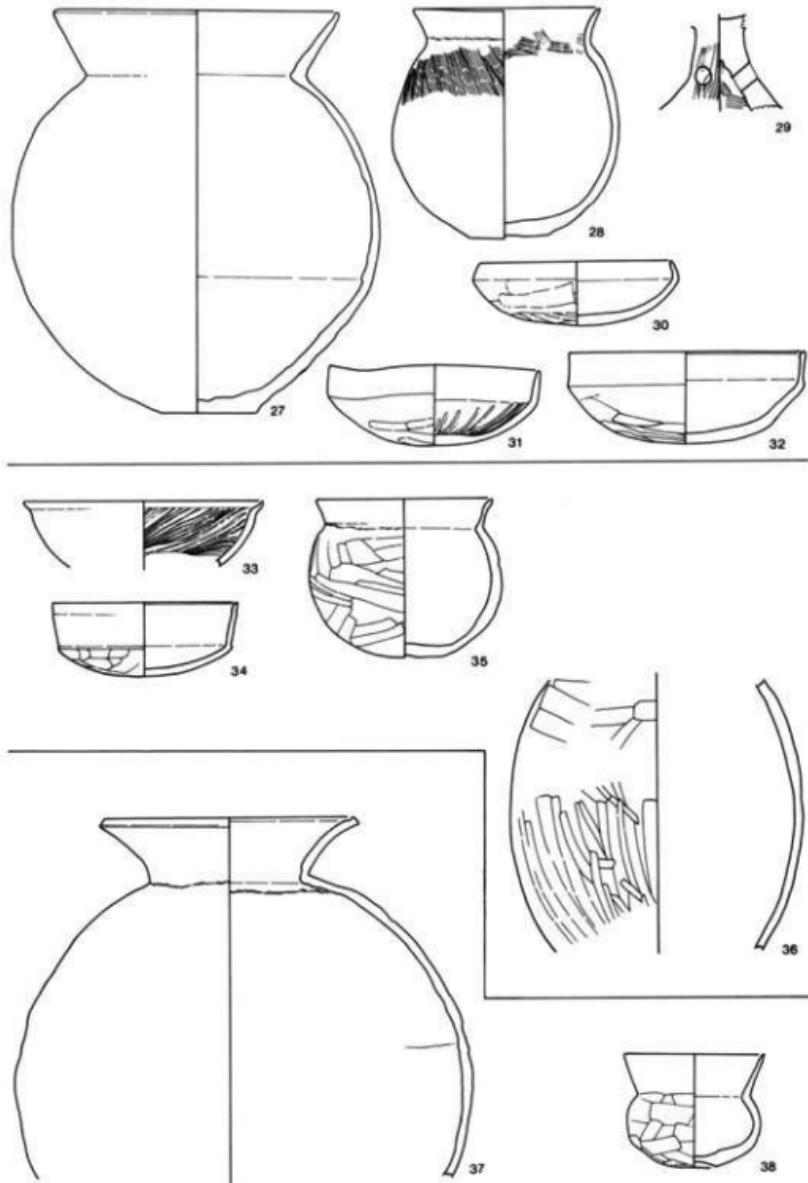
第26図 西原古墳墳丘測量図



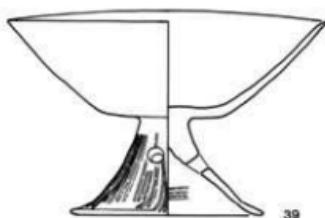
第27図 四方田遺跡出土遺物実測図(1)—第1号住居址 (1・2)、第2号住居址 (3~9) —



第28図 四方田遺跡出土遺物実測図(2) — 第2号住居址 (10~15)、
第3号住居址 (16~19)、第4号住居址 (20~26) —



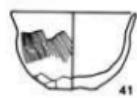
第29図 四方田遺跡出土遺物実測図(3)——第5号住居址(27~32)、
第6号住居址(33~36)、第7号住居址(37・38)——



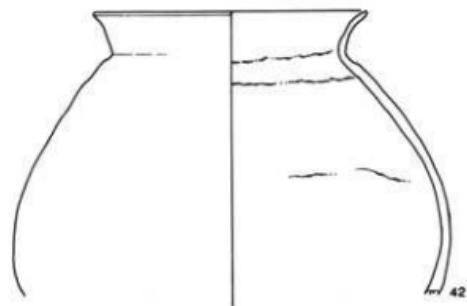
39



40



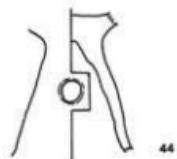
41



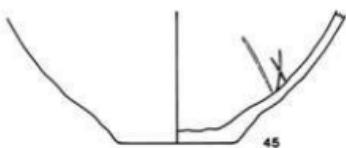
42



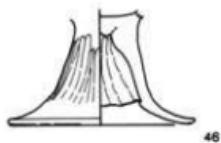
43



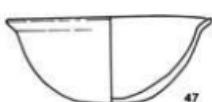
44



45



46

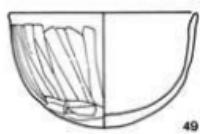


47

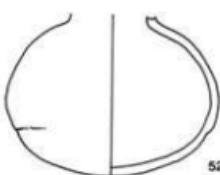


48

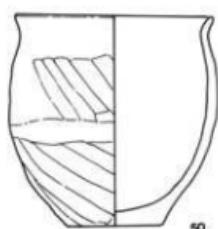
第30図 四方田遺跡出土遺物実測図(4) —第8号住居址(39~41)、
第9号住居址(42~44)、第10号住居址(45~48) —



49



52



50



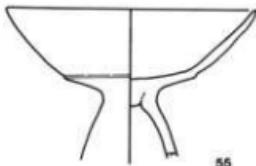
53



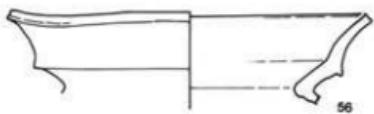
54



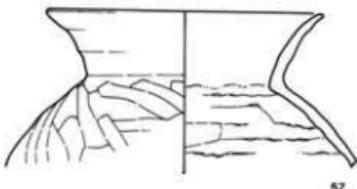
51



55

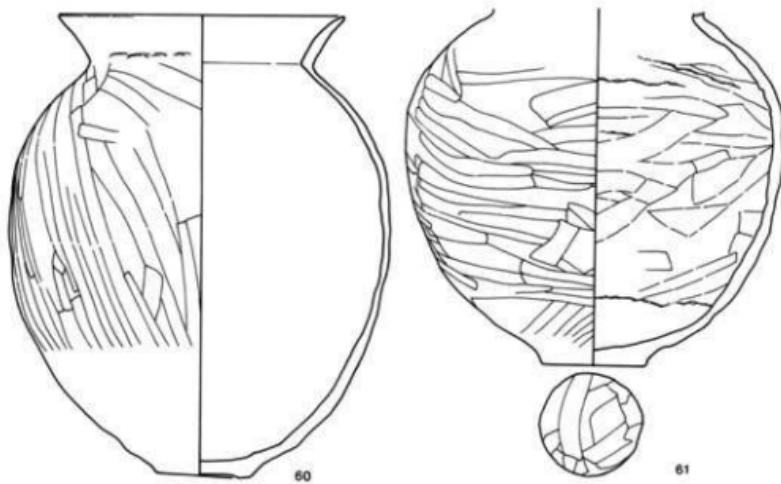
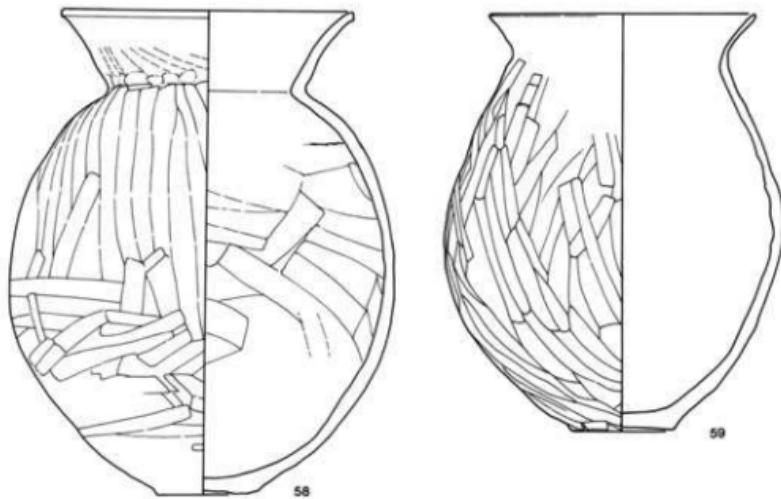


56

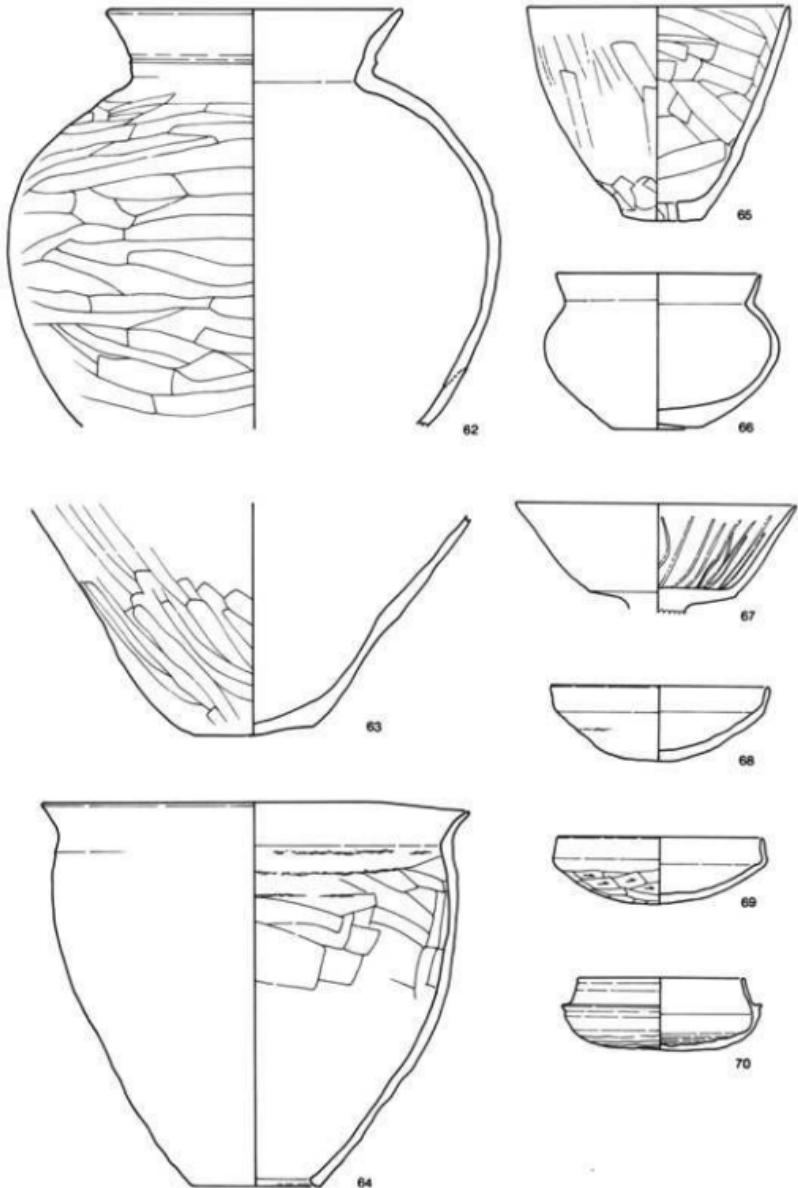


57

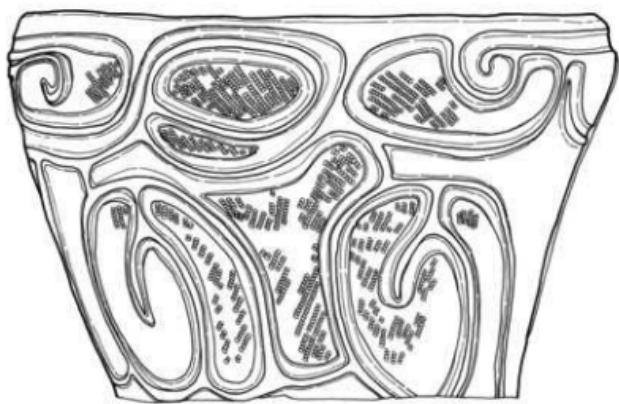
第31図 四方田遺跡出土遺物実測図(5)—第11号住居址 (49)、第13号住居址 (50・51)、
第15号住居址 (52~55)、第18号住居址 (56・57) —



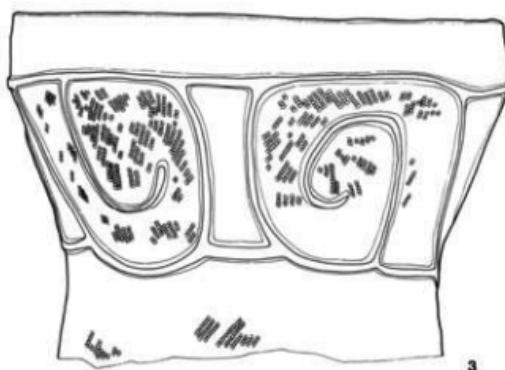
第32図 四方田遺跡出土遺物実測図(6)－第18号住居址 (58～61) —



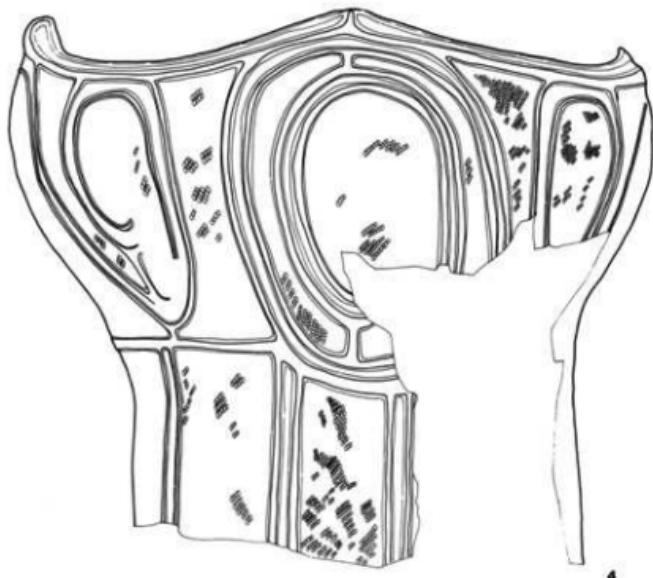
第33図 四方田遺跡出土遺物実測図(7)－第18号住居址 (62～70) —



第34図 西富田前田遺跡出土遺物実測図(1)



0 20cm



第35図 西富田前田遺跡出土遺物実測図(2)

第4章 考察

第1節 四方田・後張遺跡群の性格と消長

県営は場整備事業児玉南部地区の昭和59・60両年度に実施した遺跡については、地理的な立地条件を加味した上で遺跡群として把握し、同群ごとに報告書の刊行を目的とした。本報告書Ⅰの「東富田遺跡群」は、ほぼ東富田集落の範囲と重複しており、本庄53-69~75号遺跡がその範囲にあたる。同遺跡群は微高地上の集落跡を中心に構成され、古墳時代から奈良・平安時代に至る継続性が観察される。他に集落跡群の中央を通過する蛭川河川跡や、古墳群も所在するが実質的に東富田遺跡群は「東富田集落跡群」である。

対する今回の四方田・後張遺跡群は旧女堀川ぞいで関越自動車道本庄・児玉インターチェンジ周辺をその範囲とした。ここで対象とする周知の遺跡は本庄53-77、150、156、173、174号遺跡及び、児玉町後張遺跡、川越田遺跡、梅沢遺跡である。これらの遺跡の周辺には女堀川をはさみ条里構造が広がり本遺跡群も旧河川ぞいに形成された自然堤防ないし微高地上に立地する集落跡群で構成される。

四方田・後張遺跡群に最初に集落が営まれたのは西富田前田遺跡で、縄文式時代中期の加曾利E3式期に所属する。現状で沖積の水田地帯に立地するが、旧女堀川右岸の自然堤防上にかけては武藏野のような照葉樹林の原野が広がり、水と採集・狩猟の自然の恵み多い場所であったものと想定される。その後、本遺跡群に人々が入るのは遙か後の古墳時代前期で、後張遺跡、川越田遺跡、四方田遺跡に五領式期の住居址が営まれる。現状において微高地上に位置する東富田遺跡群や四方田・後張遺跡群には、弥生式時代の遺構・遺物が確認されていない。これは同時代の遺跡の立地条件に左右されているためと考えられる。周辺における五領式期の遺跡は、東富田遺跡群の下田遺跡、七色塚遺跡。北方の西富田遺跡群で社具路遺跡南地点、今井諒訪遺跡、西南方の児玉町入浅見周辺と地域的な核を形成している。これらの遺跡に隣接してすべてに弥生遺跡が所在するわけではなく、五領式期の人々がいはずれより移動してきたか今後の課題の一つである。和泉式期に入ると九反田遺跡では新たに集落が発生する。また、四方田遺跡と後張遺跡は、その消長が五領式期よりはじまり鬼高I式期まで確実に存続し、両者ともわずかに鬼高II式期の産物も認められ、両遺跡が有機的に関連性を持つことが暗示されている。この期間中の生活様式の変化として住居址内にカマドの導入がある。四方田遺跡の第18号住居址は共伴した須恵器から鬼高式最古段階にもとめられる。しかし、遺跡・遺構自体に著しい変革は認められない。

本遺跡群における鬼高式期以降の遺跡は川越田遺跡と梅沢遺跡にもとめられ、鬼高II式の新しい段階の遺物を見る。さらに、真間、国分式期の遺跡は皆無に等しくなり、このような状態に対して本遺跡群の南方に所在する児玉町雷電下遺跡などに同時代の住居址が多く造られ、集落の時間的な移動を示唆している。この時期の四方田遺跡には四方田古墳をはじめ、周辺に小規模な古墳群が造営された可能性があり、遺跡群の一部は集落から墓域へと変遷している。

ところで、四方田遺跡で検出された住居址の構造を観察すると、大半が貼床構造を示すいずれも調査中に湧水が顕著であった。また、微高地の中央部に位置するにもかかわらず、豪雨の時にはこの部

分を水が東に流水すると言ふことで、微高地といえどもたえず水害が発生していたことを暗示している。後張遺跡では数百軒の住居址が検出されたが、土器編年上同時期にあたる住居址の重複が多く観察される。この状態から住居の存続年代は約15年前後であったものと推定され、これらの条件がかさなりたえず移動した上、最終的には高台に移ったものと推測される。

第2節 旧河川と大溝

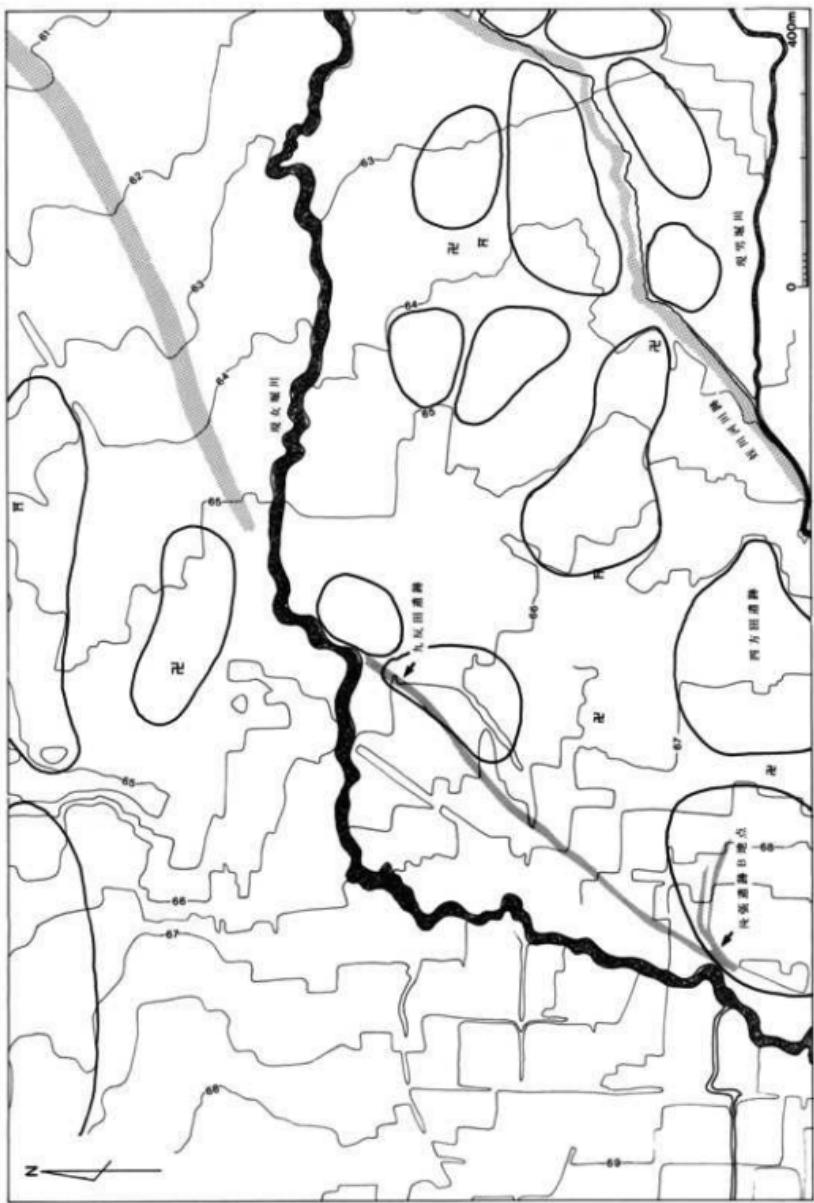
先の東富田遺跡群の発掘調査において旧河川の跡が確認されているが、本遺跡群内でも複数の旧河川もしくは大溝が検出されている。九反田遺跡より検出された大溝は、幅2mの範囲内の調査であるため、詳細な流路方向等が不明であるが、周辺の地形等から上下流を追跡することが可能である。以下に流路を復原する。本大溝の下流は第2章で述べたごとく、北方の西富田前田遺跡の範囲確認試掘調査の範囲内では検出されておらず、同遺跡のLoc. 7の西端を通過するものと推定される。ちなみに、Loc. 7では遺構面が最も浅く、自然堤防上と考えられるが、周辺の条里制施行に伴い削平され、地表面で観察が不可能な状態にある。この部分までは女堀川と平行しており、北東方向に流路を取る。より下流にあたる部分については現状において不明といわざるを得ないが、昭和42年調整の本庄市白岡を見ると、女堀川の左岸と見玉新道の間に谷状の微低地が観察され、その方向を指示している。

九反田遺跡より上流については、後張遺跡B地点で大溝が検出されている。ところで、両遺跡の間の地形を観察すると、大字四方田字高閣98-1、99、100、101番地の畦畔が条里とは関係しない状態を示し、現女堀川と平行することや同地番の地目が水田ではなく畠地を示すことなどから、本大溝に伴った自然堤防の残存部と推定される。なお、九反田遺跡の第2次調査では字九反田579-1番地においてまったく遺構・遺物が検出されなかったが、逆に本遺跡の西限を示唆するものであろう。また、同地番の南は地山面が深くなってしまい、字高閣102番地付近に本大溝の位置を想定することが可能かと思われる。この上流部は先に述べた後張遺跡B地点の大溝にあたるが、さらに上流部にあたるものは川越田遺跡の調査範囲内にもとめられる。同調査地区の西限は滯水面が観察されており、女堀川の氾濫源と考えられており、この付近で現女堀川の流路と重複するようである。

現状で復原された大溝の流路方向は現女堀川の流路方向と一致しており、これが旧女堀川であった可能性が強い。流路方向自体も扇状地性台地の等高線と一致するため自然流路を示唆している。しかし、西富田前田遺跡以北の現女堀川の流路方向は自然地形に關係なくほぼ東西に流れを変える。したがって人為的な「ホリ」で、条里制遺構との関係が示唆される。この部分の旧女堀川は現女堀川とはかなり流路が異なるものと推測される。

旧女堀川の時期については、遺物の出土を見ることから、決定的な資料がない。また、遺物が出土しても当時のものか、混入かの判断が困難である。ここでは歴史地理学的な観点より考察すると、まず自然地形に整合した流路方向をとること。四方田・後張遺跡群が旧女堀川より形成された自然堤防上に所在し、最も古い遺跡が繩文式時代に所属する西富田前田遺跡であること。特に古墳時代中期を中心とする集落跡が集中することなどから、古墳時代を中心に存在したものと推定される。

後張遺跡C地点の発掘調査では東西に走る大溝が検出されている。この東側の延長線上にあたり、今回調査を実施した本庄市側の後張遺跡の範囲内では、大溝をはじめ遺構・遺物が皆無に等しい状態



第36図 大溝流路周辺地形図

であった。したがって、同大溝は児玉町真福寺付近を通過し、四方田遺跡内には存在しないものと推定される。なお、同大溝は旧女堀川より引水し、流末は現男堀川もしくは蛭川河川跡に合流するものと考えられ、地形と逆行する方向を示すことから人工の構造物であるものと解される。

第3節 東富田古墳群と久下塚古墳群、四方田古墳群

昭和60年度の調査においては、本庄53-122号遺跡として登録されている西原古墳の範囲確認試掘調査並びに発掘調査を実施した。現在周辺に分布する古墳としは、公卿塚古墳、熊野十二社神社古墳、元富古墳、元富東古墳が所在する。これらを総称して「東富田古墳群」と呼称されているが、本古墳の成果及び、周辺の諸調査で古墳群が細分される可能性があるため、以下に分析を試みる。

西原古墳は遺存状態が悪く、残丘が観察される程度であった。しかし、発掘調査の結果、横穴式石室の基底部が確認された。玄室はゆるやかな胸張りをほどこし、いわゆる模様積み構造を示している。年代決定確実な資料には恵まれなかったものの、横穴式石室の構造から7世紀前半に所属する終末期古墳と推定される。これに対し、周辺の古墳の内容を検討する。

公卿塚古墳（本庄市大字北堀字久下塚1687番地、他）

本古墳は、從来より滑石製模造品が多量に出土しており、叩き目格子文を持つ特殊な円筒埴輪を持つことなどから、5世紀中葉の年代が与えられている。内部主体は粘土構造と考えられる。最近の県史編纂事業に伴う試掘調査では、西南部に極少な方形基壇を持つ一種の帆立貝式古墳で、直径65m、周囲の外径96mを測ることが判明している。北泉中部土地改良事業調整の1:2,500地形図には墳丘に西側を大きく抉られた状態で、数本の等高線が観察される。周辺地域では盟主級古墳である。

熊野十二社神社古墳（本庄市大字東富田字元富301番地）

公卿塚古墳の西200mに位置する。発掘調査が実施されていないため詳細は不明。測量調査によると現状は東西25m、南北42m、高さ5.3mを測る。四方が宅地、道路等により削られ、特に東と北側は崖状を呈しており、現状は方墳の形態を示す。復原すると径約35mの比較的大型の円墳であることが判明する。出土遺物の伝承はなく、石室を構築した痕跡がないこと、崖面に露出している盛土は版築構造が観察されないことなどから、5世紀後半から末葉にかかるものと推定される。なお、墳丘南側を東西に通過する市道の南端の側溝工事を観察したところ、直接地山面が露出しており、本古墳の周囲は道路より北側に所在するものと考えられる。

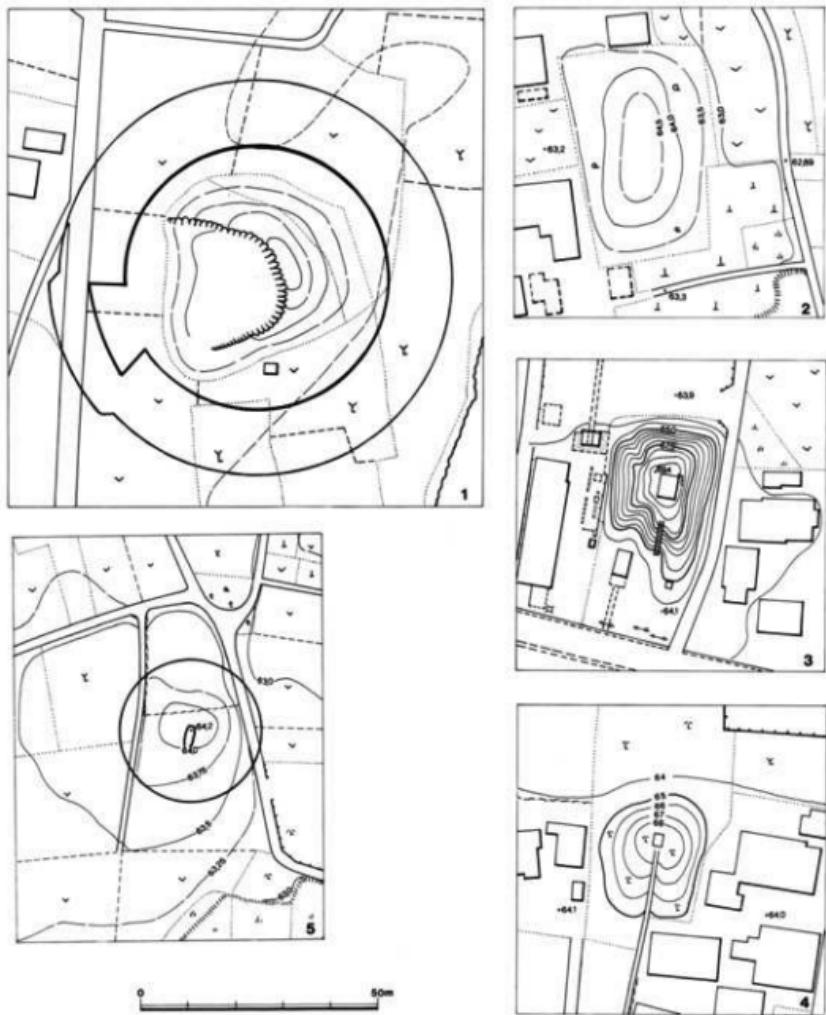
元富古墳（本庄市大字東富田字元富297-2）

本庄124号遺跡にあたる。熊野十二社神社の西50mに所在する。墳丘全体に竹が密生しており、種々の観察は困難な状態にある。測量調査によると等高線は円形に近い状態で回り、東側がやや削られている。直径約30m、高さ4mを測る。石材、遺物の散布は見られない。

元富東古墳（本庄市大字東富田字元富234-1）

本庄121号遺跡にあたる。墳丘がかなり削平されており、測量図によると現状で東西30m、南北45m、高さ1.5mを測る。復原では直径約42mの大型古墳と推定される。東側の畠地で埴輪片を採集しており、石材の散布は見られない。

上述した古墳はいずれも古式古墳の要素を暗示している。したがって、時間的には西原古墳と異な



第37図 古墳測量図集成（1、公卿塚古墳 2、元富東古墳 3、熊野十二社神社古墳
4、元富古墳 5、西原古墳）

る。西原古墳が所在する台地は俗称として西原と呼称されているが、ここには市内でも希少な前方後円墳、七色塚古墳が所在するとされる。しかし、七色塚遺跡の調査に際して周辺の試掘調査も実施したが、まったく古墳の痕跡を確認することは出来なかった。一方、周辺の聞き込み調査によると、久下塚集落内にかけて盛土が存在したと伝えられており、西原古墳の周辺に古墳が存在したことを物語っている。これら西原古墳周辺の古墳群と公卿塚古墳周辺の古墳群は、地形的に蛭川河川跡により分離され、先にふれた両古墳群の年代観からも、西原古墳周辺の一群は久下塚古墳群として、東富田古墳群と分離される必要がある。

久下塚古墳群の性格については不明である。対する東富田古墳群は、県内でも数少ない古式古墳である、公卿塚古墳が所在することで重要な指針を与える。同古墳からは叩き目格子文を持つ特殊な埴輪が使用されており、同様な埴輪は児玉町金鑓神社古墳においても使用されている。両古墳はともに同時期で、盟主級古墳であることや、蛭川河川跡の上下流部にあたることから、同一水系上の豪族の古墳と推定される。このことは、公卿塚古墳周辺の集落群と金鑓神社古墳周辺の集落群の集團が同族集團で構成されていた可能性を示唆している。

四方田古墳群については、現状で群として構成されている可能性を指摘する程度にとどまり、その内容については今後の資料の充実に望まれる。確実な古墳址は今回確認した四方田古墳の一部のみであるが、東方で検出された大溝状遺構も大型円墳の周囲である可能性を秘めている。また、西側の児玉町真福寺において埴輪が採集されており、この部分にも古墳址が所在するものと考えられる。一方、やや東北に位置する四方田金佐奈神社の南側においても埴輪片が採集されており、現在の四方田集落を乗せる微高地に小規模な古墳群が存在したものと推定される。その発生については四方田古墳に須恵質の埴輪が採用されていること、四方田遺跡の消長が鬼高II式期の古い段階で終焉を迎えることなどから、6世紀後半以降に墓域として利用されたものと推察される。なお、本古墳群が消滅した理由としては、水田等農耕生産地帯に位置すること、中世に児玉党四方田氏の居館が造営されたことなどから破壊が比較的早い時期に進行したものと思われる。

第4節 条里制遺構の復原

県営ほ場整備事業児玉南部地区の事業予定地内には条里制遺構が明瞭に残存した。これは大規模な範囲に分布することや、調査期間に多大の時間を要することなどから、調査方法に懸念されたが、もとより水田面であり、ほ場整備にあたって著しい削平が実施されることなどから、航空写真測量を委託し、事業実施前の現状測量図を1:1,000で作成した。また、条里遺構内にかかる試掘トレンチ内で断面観察等を行ったものの、旧水田面等を認めるることはできなかった。ここに本調査区域における条里制遺構は、現地表面に観察される畦畔や水路が遺構そのものであると推察される。

本事業予定地内には2カ所の条里が存在する。一は東富田遺跡群の南方で、男堀川ぞいに所在する。ただし、その大半は調査地区外の東側にあたり、すでに土地改良事業により消滅している。現状で調査可能な資料としは同事業に伴い調整された北泉中部土地改良事業用地形図のみである。この条里に関しては別の機会に報告したい。

今一つの遺構は本庄・児玉インターチェンジ周辺に分布する。その一部で女堀川の左岸にあたる条

里は発掘調査が実施されており、今回の調査範囲内でも本庄市史編集に伴い部分的な測量が実施されている。条里の範囲自体については、児玉町金屋付近まで施行されているようであるが、すべて同一の条里であるかは検討を要する。本庄市側に所在する条里内の小字として壱丁田、六反田、七本林、九反田、久城田などの地名が残存しているが、全体として遺存状態は良好とはいがたい。今回の航空写真によると、一坪分を示す方形の区画は本庄南公民館の南側で女堀川に接する部分まで認められる。この部分が東北角を示唆している。その理由としては同部分で女堀川がほぼ東西の直線状に走り北限と推定されること、東橋から南に走る道路の延長線上は、男堀川が南北に流路をとる部分に整合し、これより以東の畦畔は自然地形を反映しており、条里を痕跡を見出だせないことから、この部分を本条里の東限と推定する。先に推定した東北角をもとに、6里分西に進んだ南北の線上には、女堀川が交差する。この付近の女堀川はやや東に振りつつ北流しているが、かっては南北の条里線上に掘削されていた可能性も考慮される。この部分の女堀川には西方より九郷用水が合流する。同部分は東北角より南へ6条目の東西の線上に整合しており、女堀川と九郷用水は一条里の区画を指示しているものと推察される。なお、上記合流地点より手前の女堀川は東北流しており、自然流路の状態を示している。また、条里の坪割、引水流路など考察すべき内容を多く含むが、如何ながら割愛する。



第38図 西富田・四方田周辺条里遺構

あとがき

県営ほ場整備事業児玉南部地区の本庄市側にかかる埋蔵文化財の発掘調査は、昭和62年度で現地の調査を終え、余すところ出土品等の整理と報告書の刊行のみとなった。しかし、この間に大規模な発掘調査や他の整理作業が年々増加しており、一担当者が1年に50~100頁の大の報告書を3冊も刊行しつつ、発掘調査や事務を行う状況がつづいている。本報告書もこのような環境下で作成したもので、種々の不備な点が生じたことを如何に思う次第である。また、すべての資料を発表することができなかつた。この内、西富田前田遺跡は資料の過多をさけ略報として掲載した。これらについては別の機会に参考資料として随意公表し地域研究に生かして行く心得である。

なお、整理作業及び、報告書作成にあたって諸氏よりご指導とご協力をいただいたことを最後に記して感謝いたします。

平成元年3月1日

増田一裕記

写 真 図 版



1.四方田・後張遺跡群航空写真（1、四方田遺跡 2、後張遺跡 3、九反田遺跡 4、川越田遺跡
5、四方田氏館跡 A、女堀川 B、男堀川 C、上越新幹線 D、関越自動車道）

写真図版 2



1. 九反田遺跡第2～5号住居址全景（手前は第5号住居址）



1. 九反田遺跡第4号住居址全景



2. 九反田遺跡第4号住居址遺物出土状態

写真図版 4



1. 九反田遺跡第5号住居址全貌



1. 四方田遺跡発掘調査風景（東側）



2. 四方田遺跡発掘調査風景（西側）

写真図版 6



1. 四方田遺跡第1、2号住居址（東を望む）



2. 四方田遺跡第1号住居址遺物出土状態



1. 四方田遺跡第1、2号住居址（西を望む）



2. 四方田遺跡第2号住居址遺物出土状態

写真図版 8



1. 四方田遺跡第2号住居址カマド検出状態



2. 四方田遺跡第2号住居址カマド内支脚検出状態

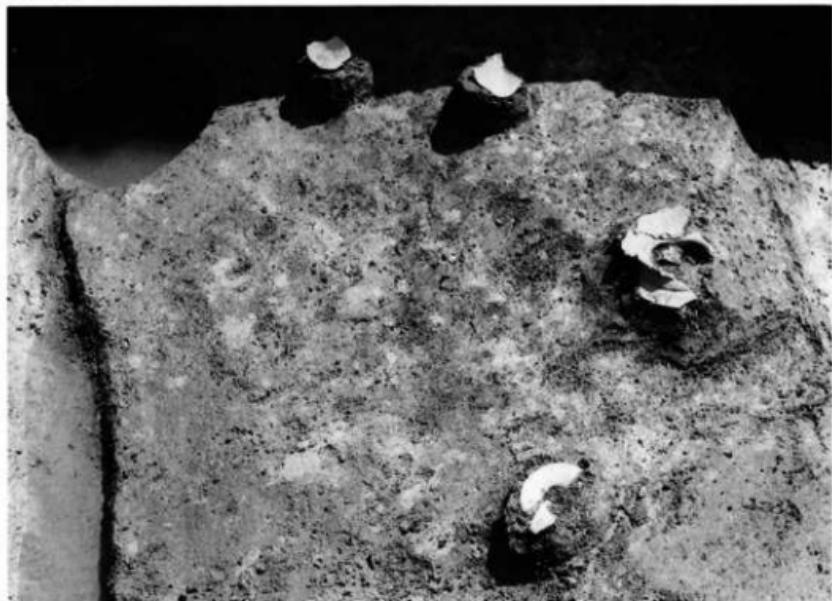


1. 四方田遺跡第4～7号住居址（西を望む）



2. 四方田遺跡第4、5号住居址（西を望む）

写真図版10



1. 四方田遺跡第4号遺跡遺物出土状態（左上の穴は水溜め穴）



2. 四方田遺跡第5号住居址カマド上面土器出土状態

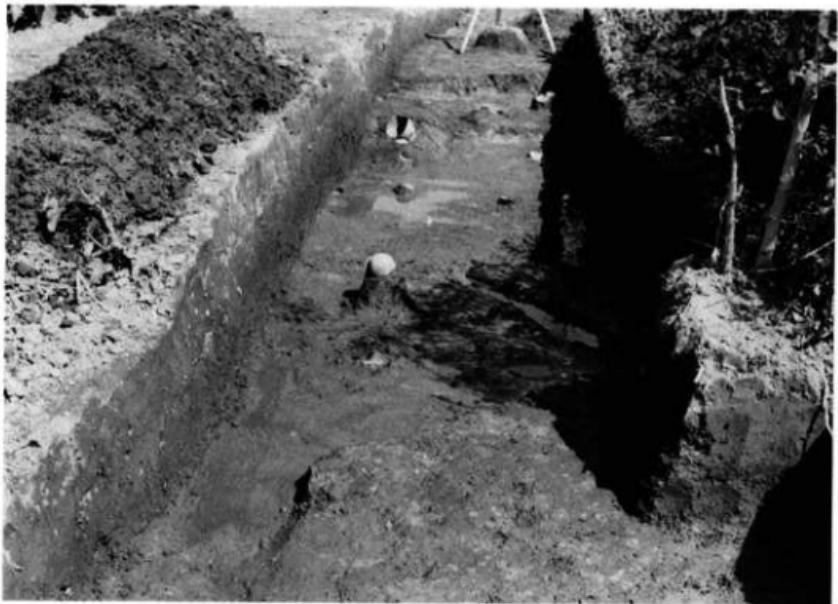


1. 四方田遺跡第5号住居址カマド検出状態



2. 四方田遺跡第5号住居址カマド内石製支脚検出状態

写真図版12



1. 四方田遺跡第4～7号住居址（東を望む）



2. 四方田遺跡第6号住居址遺物出土状態



1. 四方田遺跡第8号住居址遺物出土状態



2. 四方田遺跡第9、10号住居址（北東を望む）

写真図版14



1. 四方田遺跡第11、12号住居址（東を望む）



2. 四方田遺跡第11、12号住居址（西を望む）



1. 四方田遺跡第14号地点（掘削前）



2. 四方田遺跡第14号地点（掘削後、東を望む）

写真図版16



1. 四方田遺跡第15号住居址（東を望む）



2. 四方田遺跡第15号住居址貯藏穴、柱穴検出状態



1. 四方田遺跡第15号住居址カマド検出状態



2. 四方田遺跡第15号住居址カマド検出状態（真上より）

写真図版18



1. 四方田遺跡第18号住居址（東を望む）



2. 四方田遺跡第18号住居址遺物出土状態



1. 四方田遺跡第18号住居址カマド周辺遺物出土状態（右は貯蔵穴）



2. 四方田遺跡第18号住居址カマド検出状態

写真図版20



1. 四方田遺跡第18号住居址カマド全景（南を望む）



2. 四方田遺跡第18号住居址カマド後部



1. 四方田古墳（東を望む）



2. 四方田古墳（西を望む）

写真図版22



1. 西原古墳（北東を望む）



2. 西原古墳（西南を望む）

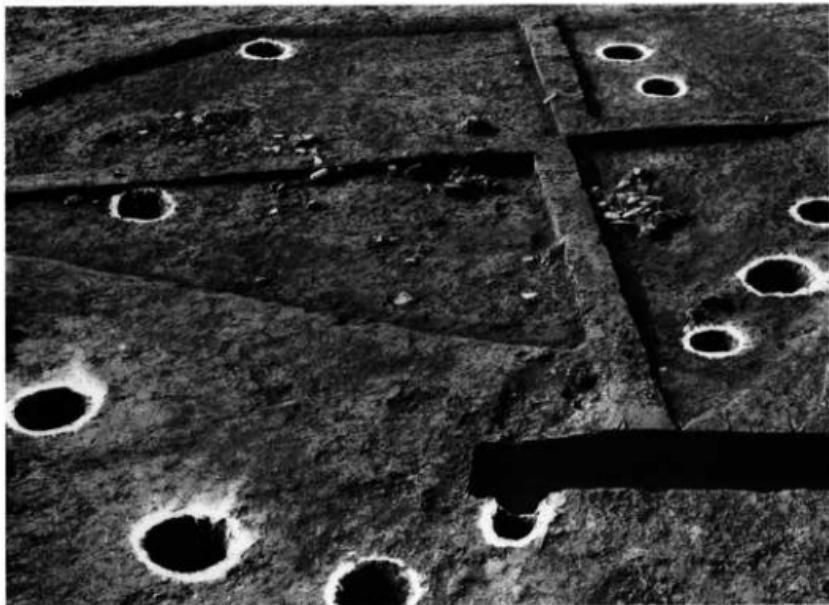


1. 西原古墳石室全景



2. 元富東古墳近景

写真図版24



1. 西富田前田遺跡 Loc.7 住居址



2. 上同（埋跡）



1. 西富田前田遺跡 Loc. 7 土堆



2. 上同

四方田・後張遺跡群発掘調査報告書

平成元年3月15日 印刷

平成元年3月20日 発行

発行 本庄市教育委員会
埼玉県本庄市銀座1-1-1

印刷 朝日印刷工業株式会社
群馬県前橋市元総社町67
